

1 第2部 愛知目標の達成に向けたロードマップについて

2

3 第2部では、COP10において採択された愛知目標の達成を実現するために、生物多様性国家戦略2012-
4 2020第2部において、5つの戦略目標毎に掲げたわが国の13の国別目標について、その達成に向けて設
5 定した48の主要行動目標の取組状況及び81の関連指標群の動向等を踏まえた達成状況の点検結果を報
6 告します。

7

8 1. 戦略目標A関連

(戦略目標A)

政府、地方自治体、事業者、民間団体、国民など多様な主体が、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性を認識し、それぞれの行動に自発的に反映されることにより、生物多様性の損失の根本原因に対処する。

9 政府、地方自治体、事業者、民間団体、国民など多様な主体が、生物多様性の保全と持続可能な利用の
10 重要性を認識し、それぞれの行動に自発的に反映する「生物多様性の社会における主流化」の達成に向け、
11 各種取組が進められました。

12

13 (1) 国別目標A-1

遅くとも2020年までに、政府、地方自治体、事業者、民間団体、国民など多様な主体が、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性を認識し、それぞれの行動に自発的に反映する「生物多様性の社会における主流化」が達成され、生物多様性の損失の根本原因が多様な主体による行動により軽減されている。

14

15 国別目標の達成の評価

- 目標を達成した
- 目標に向けて進捗したが、達成しなかった
- 大きな変化なし
- 目標から遠ざかり、達成しなかった
- 不明

16

17 国別目標A-1の各主要行動目標に対する具体的施策の取組状況と関連指標の動向等については以下
18 のとおりです。

19 生物多様性自治体ネットワークへの参加自治体数や生物多様性民間パートナーシップの参加団体数の
20 増加など(図A-1-③、図A-1-④)、関連指標群の多くに進捗が認められるほか、市民団体・企業・自治体
21 等を対象に「生物多様性の社会における主流化」に向けた普及啓発活動等を継続的に実施するなど様々な
22 取組を推進しており、民間団体等が連携した取組が増加するなど、目標に向けて進捗したと評価できます。

23 一方で、多様な主体が生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性を認識し、それぞれの行動に自発的
24 に反映する「生物多様性の主流化」が広く一般的に達成されている状況にはなく、生物多様性の損失の根
25 本原因が多様な主体による行動により軽減されているとは言えませんでした。

26 このため、国別目標A-1の達成状況については、「目標に向けて進捗したが、達成しなかった」と評

1 価しました。

2

3 ① 主要行動目標A-1-1

生物多様性の広報・教育・普及啓発等を充実・強化する。

(環境省、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

- 4 ・愛知目標の達成に向けた各セクターの参加と連携による具体的な行動を推進することを目標に、有識者、
5 経済界、NPO・NGO、ユース、地方自治体、政府等多様な主体の参画を得て、平成23年9月に設立さ
6 れた「国連生物多様性の10年日本委員会」(UNDB-J)において、全国の多様なセクターによる情報交
7 換を目的とした「生物多様性全国ミーティング」や地域の様々な活動の紹介、意見交換を目的とした「地
8 域フォーラム」の開催、推奨する「連携事業の認定」、生物多様性の理解や普及啓発、環境学習にも資
9 する「推薦図書等の選定」、国民一人ひとりが生物多様性との関わりを自分の生活の中で捉えることが
10 できよう、自らの行動を選択して宣言する「MY行動宣言」(<http://undb.jp/action/>)の実施など、各主
11 体間のパートナーシップによる生物多様性の普及啓発等の取組の充実、強化を図りました。
12 (<https://undb.jp/committee/team/cheering/>) 更に、平成28年10月にはUNDB-J及び各構成団体の
13 2020年までの目標と具体的取組をまとめたロードマップを作成し、毎年度フォローアップを行い生物
14 多様性の主流化に関する取組の加速化を図っています。また、生物多様性条約COP12、COP13及び
15 COP14では、CBD事務局とも連携してサイドイベントとしてUNDB-DAYを開催し、事例紹介、セッ
16 ション等の情報発信を行いました。
- 17 ・経団連自然保護協議会では生物多様性を通じた東北復興支援の一環として、平成26年5月に震災メモ
18 リアルパーク中の浜において「復興ふれあいの森」の植樹を実施するとともに、地元の小学生に対して、
19 「復興ふれあいの森」を活用した環境教育を継続して実施しています。また、国内外の自然保護プロジ
20 ェクトに対し、経団連自然保護基金を通じた支援を設立以来続けていますが、平成29年には同協議会
21 創設25周年記念特別事業として、3つのNGOが連携・協働し、6カ国・地域にわたって行なう環境
22 教育・人材育成プロジェクトに3年間で総額1.5億円の助成を行なうことを決定しました。このほか、
23 生物多様性アンケートの実施、企業向け環境講座の開設、講演会等による経団連生物多様性宣言の普及
24 活動、生物多様性民間参画パートナーシップの会員会合の開催等、生物多様性の普及・啓発・教育・人
25 材育成活動に積極的に取り組んでいます。
- 26 ・平成23年5月に発足した電機・電子業界4団体が共同運営する「環境戦略連絡会 生物多様性ワーキン
27 グ・グループ」は、教育・啓発ツール「Let's Study Biodiversity」(平成26年)の制作、「業界行動指針」
28 (平成28年)の策定、「生物多様性保全活動事例データベース」(平成28年)の制作公開、簡易な取組
29 みに特化した手引き書「企業が取り組むはじめての生物多様性 Let's Try Biodiversity」(平成30年)
30 の制作や、セミナー・勉強会の開催を通じて、企業を対象とした生物多様性保全の普及啓発と活動の進
31 展に向けた支援策を講じるとともに、会員企業の活動状況についてモニタリングを継続しています。
- 32 ・日本企業により平成20年4月に発足した企業と生物多様性イニシアティブ(JBIB: Japan Business
33 Initiative for Biodiversity)は、生物多様性に配慮した原材料調達取組を始める企業を対象とした「生
34 物多様性に配慮した企業の原材料調達推進ガイド」(平成28年)の発行や、各社の企業緑地等で生きも
35 のモニタリングを含む生物多様性を体感するイベント「JBIBいきものDays」の開催、JBIB作成のガ
36 イドラインに基づくいきもの共生事業推進協議会(ABINC: Association for Business Innovation in
37 harmony with Nature and Community)によるグリーンビルディング認証(令和元年度で87事業所、
38 令和2年度までに100事業所を超える見込み)等を通じ、企業の事業活動における生物多様性の主流化
39 に向けた取組を推進しています。平成22年に策定した「JBIBチャレンジ2020」の10回目の評価を

- 1 令和元年に行った結果、会員企業事業の中に生物多様性の取組が浸透していることが分かりました。
- 2 ・国立公園における上質なツーリズムを通じて、我が国の優れた自然の保全と利用の重要性の理解を得、
3 その自然に育まれた伝統文化や食などの生態系サービスを活かした地元経済の活性化が促せるよう、国
4 立公園のブランド化を図っています。平成 28 年 7 月に選定した先行的、集中的な取組を行う 8 つの公
5 園を中心に、ビジターセンター・歩道等の整備や多言語解説の充実、ツアーコンテンツの充実、多様な
6 宿泊サービスの提供、展望台等公共施設への民間カフェの導入、質の高いガイド人材等の育成等の受入
7 環境整備や、利用者負担による保全の仕組みづくり、国内外へのプロモーション等の取組を進めていま
8 す（国立公園満喫プロジェクト：<http://www.env.go.jp/nature/mankitsu-project/>）。
- 9 ・国立公園等における自然ふれあい行事の実施や、国立公園等の管理運営に協力するボランティア人材の
10 育成及び資質の向上により、国立公園等の魅力を高めることとし、国立公園等の利用者数の増加や地域
11 活性化に寄与しています。
- 12 ・エコツーリズムの概念が、国民に広く理解され普及するよう、環境省ウェブサイトによる情報発信や、
13 各種イベントへの出展など、エコツーリズムに対する国民の認知度を向上させる取組を実施しました。
- 14 ・国連生物多様性の 10 年日本委員会（UNDB-J）による生物多様性の主流化に向けた取組を促進するた
15 め、農林水産関係 MY 行動宣言による普及・啓発を行うとともに、エコツーリズム、森林ボランティア
16 及び藻場の再生等の農林水産分野に関する生物多様性保全に資する活動を国民に広めました。
- 17 ・川を活かした子どもたちの体験活動や環境学習の場を拡大し、また、地域の子どもの体験活動の充
18 実を図るため、引き続き『子どもの水辺』再発見プロジェクト」を推進するとともに、川の自然環境
19 や危険性を伝える「指導者育成」などを推進しました。
- 20 ・海辺の自然環境を活かして、地方自治体、教育機関、NPO 等と連携して児童や親子を対象とした自然
21 体験・環境教育プログラムを開催し、みなとの自然環境の大切さを学ぶ機会の充実を図りました。
- 22 ・都市公園等において、利用者・地域・学校など一体となった環境教育・環境学習などの指導者や実践
23 者の養成の場や機会を提供するとともに、それらのプログラムを実践する都市公園等の整備を推進しま
24 した。
- 25 ・企業等による生物多様性保全活動への支援等について取りまとめた農林漁業者及び企業等向け手引き
26 及びパンフレットの活用や、農林漁業者と企業等の新たな連携を促すことを目的としたシンポジウムの
27 開催や企業等を対象としたイベントにおける環境政策と企業との経済的連携をテーマにした展示やセ
28 ミナーの開催等により、農家と消費者及び企業を含む広い範囲で農林水産分野における生物多様性保全
29 活動を推進しました。
- 30 ・生物多様性に配慮した農林水産物であることを表す「生きものマーク」の事例紹介など、生物多様性に
31 関する国民理解の増進を図る取組を実施しました。
- 32 ・生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物であることを表す水産エコラベル認証
33 について、パンフレットの配布等を通じた普及啓発を推進しました。水産エコラベル（MEL、MSC）
34 の認証件数は増加傾向にあります（図 A-1-⑪）。
- 35 ・SGEC（Sustainable Green Ecosystem Council）、JHEP（Japan Habitat Evaluation and Certification
36 Program）等の認証取得数は増加しています（図 A-1-⑩、図 A-1-⑫）。
- 37 ・全国漁業協同組合連合会は「全国青年・女性漁業者交流大会」を開催し、全国の青年・女性漁業者によ
38 る資源管理、資源増殖及び環境保全等の取り組みに関する日頃の研究・実践活動の成果の発表や情報の
39 共有等を行っています。また、全国漁協女性部連絡協議会では、浜の環境保全活動として同協議会のブ
40 ランドで販売している天然原料使用の石けんの使用推進などを行っています。
- 41 ・全国農業協同組合連合会は水田が多様な生物の生息地として重要であることを伝えるため、平成 17 年

- 1 より各都道府県の JA、生産者、生活協同組合、NPO 法人らと協力して「田んぼの生きもの調査」を延
2 べ 479 回実施しています。また、参加者は小学生とその保護者を中心に、延べ 24,000 人以上となって
3 います。(平成 30 年 3 月時点)
- 4 ・平成 28 年度に地方自治体が都市の生物多様性の取組状況を簡便に把握・評価するために活用できる「都
5 市の生物多様性指標(簡易版)」を開発するとともに、平成 30 年度に「生物多様性に配慮した緑の基本
6 計画策定の手引き」を策定、令和 2 年度に「生物多様性の確保に結び付くみどりのまちづくりの実現に
7 向けた市民参加生き物調査の実践・活用ガイド」を策定し、その普及を踏まえた都市における生物多様
8 性保全の取組を一層推進しました。
 - 9 ・遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)に関する名古屋議定書及び国内措置の実施のため、説明会の
10 実施や相談窓口、ABS 国内情報センターの整備による情報提供を行いました。
 - 11 ・各種団体により、環境教育のリーダー人材の育成が行われています。
 - 12 ・自ら宣言して愛知目標の達成に向けて生物多様性に関する取組を行う市民団体・企業・地方自治体等を
13 登録する「にじゅうまるプロジェクト」の登録数は大幅に増加しました(図 A-1-⑥)。
 - 14 ・内閣府が個人を対象に行った世論調査では、生物多様性の言葉の認知度、生物多様性国家戦略の認知度
15 などの指標は平成 24 年度と比較して減少傾向にあります(図 A-1-①、図 A-1-②)。

16
17 ② 主要行動目標 A-1-2

生物多様性及び生態系サービスの経済的な評価などによる可視化の取組を推進する。(環境省、農林水産省、国土交通省)

- 18 ・森里川海の維持・再生を図りつつそこからの恵みを活用する経済社会(地域循環共生圏)の構築に向け
19 て、「安心・安全」「子育て」「おしゃれ」など各世代の目線にあわせた普及啓発や教材づくりを行うこ
20 とで、ライフスタイルの変革や自然の中で遊ぶ子どもの復活を目指しました(「つなげよう、支えよう
21 森里川海」プロジェクト)。
- 22 ・生物多様性と生態系サービスにかかる将来予測や経済価値評価を実施しました。平成 24 年度に「奄美
23 群島の国立公園指定」、「全国的なシカ食害対策」により保全される生物多様性の価値について経済的評
24 価を試行しました。環境省では、令和元年度までに 10 件の経済価値評価を実施しています。(図 A-1-
25 ⑬) また、生物多様性と生態系サービスが社会経済活動の意思決定に組み込まれるために有効な方策を
26 検討することを目的として、学術研究の支援や具体的事例を対象とした評価の試行を行いました。
 - 27 ・生物多様性の経済価値評価を活用して、農家等が行う生物多様性の保全に資する農業生産活動等に対し
28 て企業等による支援を促す仕組みづくりを検討しました。
 - 29 ・省エネルギー、低炭素化、生物多様性などの環境に配慮した優良な不動産が、投資家などを含む多様な
30 関係者に認識・評価され、市場において持続的な投資が促進されるよう、関係省庁とも連携して、グリー
31 ンリースの普及に向けた取組等を実施しました。

32
33 ③ 主要行動目標 A-1-3

地方自治体における効果的な生物多様性地域戦略の策定や実践的な取組を促進する。また、2013 年
までに、生物多様性地域戦略の策定の手引きを改定する。(環境省)

- 34 ・各地方自治体において生物多様性地域戦略の策定が進むよう、地域戦略策定による効果や優良事例を取
35 りまとめたレビュー結果をホームページにて公表したほか、生物多様性地域戦略の策定を検討している
36 地方自治体が抱える課題の解決に向けた支援を行い、令和 2 年 3 月までに、44 都道府県、111 市区町村
37 が生物多様性地域戦略を策定しました。(図 A-1-⑭)

1 ・「生物多様性地域戦略の策定の手引き」は平成 26 年 3 月に 2 度目の改訂を行いました。

2

3 ④ 主要行動目標 A-1-4

生物多様性への配慮事項が盛り込まれた国と地方自治体における戦略や計画等の策定を促進する。また、奨励措置による生物多様性への影響の考慮や生物多様性に配慮した奨励措置を実施する。(環境省、農林水産省、国土交通省)

4 ・地域における生物多様性保全に関連する法定計画の策定やそれらの計画に基づく取組を推進するため、
5 平成 24 年度から平成 26 年度末までに地方自治体等による 39 の法定計画(生物多様性地域戦略、特定
6 外来生物防除実施計画など)の策定に対し支援を行いました。

7 ・地域の多様な主体の連携による生物多様性保全活動を奨励するため、生物多様性保全推進支援事業によ
8 り、平成 24 年度から令和元年度までに生物多様性の保全に資する計 119 事業に対して財政的な支援を
9 行いました。

10 ・平成 26 年度に創設された多面的機能支払交付金では、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を
11 図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進しました。生物多様性
12 に関しては、農地等の環境資源としての役割を活かした生態系の保全・再生等の活動に対する支援を行
13 いました。多面的機能支払交付金認定農用地面積は、令和元年度は農地維持に対して 227 万 ha、資源
14 向上に対して 201 万 ha となっています(図 A-1-⑧、図 A-1-⑨)。

15 ・都市の生物多様性の確保に配慮した地方公共団体の「緑の基本計画」の策定支援の観点から平成 23 年
16 10 月に「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を策定し、加えて、平成
17 25 年 5 月に「都市の生物多様性指標(素案)」を、平成 28 年 11 月に「都市の生物多様性指標(簡易
18 版)」を策定、平成 30 年 5 月に「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」を策定、令和 2 年
19 6 月に「生物多様性の確保に結び付くみどりのまちづくりの実現に向けた市民参加生き物調査の実践・
20 活用ガイド」を策定しており、これらを通じて地方公共団体の取組を推進しました。生物多様性の確保
21 に配慮した緑の基本計画の策定割合は、平成 24 年度の 36%から平成 30 年度の 52%に増加しました。
22 (図 A-1-⑰)

23 ・森林等、地域に賦存する木質バイオマス資源を持続的に活用することで、CO₂削減や森林等の保全・再
24 生に貢献することを目標とした地方公共団体が行う計画策定に対して支援を行いました。

25

26 ・令和元年度までに、エコツーリズム推進法に基づくエコツーリズム全体構想は全国で 17 件認定されて
27 います(図 A-1-⑱)。

28 ・森林環境税等は 37 府県で導入されています。また、国の環境保全経費の予算額は増加しています(図
29 A-1-⑲、図 A-1-⑳)。

30 ・ナショナルトラストによる保全面積は増加しています(図 A-1-㉑)。

31

32 ⑤ 主要行動目標 A-1-5

生物多様性に配慮した持続可能な事業活動のための方針の設定・公表とその実施を奨励する(生物多
様性に配慮した環境管理システムの導入、サプライチェーンも考慮した原材料調達、生産活動、商品・
サービスの販売、技術開発、廃棄物管理、投融資活動、土地利用、従業員教育等の実施の他、これら
の取組に関する情報開示)。(環境省)

33 ・平成 24 年度に生物多様性分野における事業者による取組の実態調査を実施するとともに取組事例の収
34 集を行い、それらをウェブサイトで公表することにより、事業者による取組の更なる促進に取り組みま

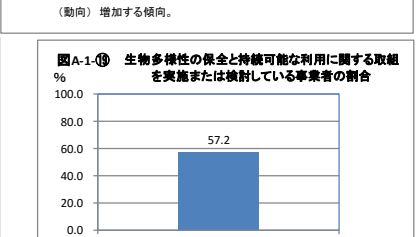
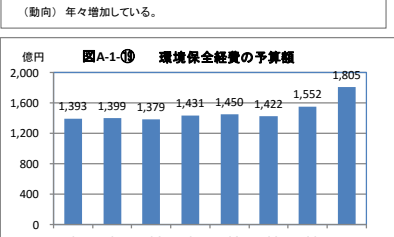
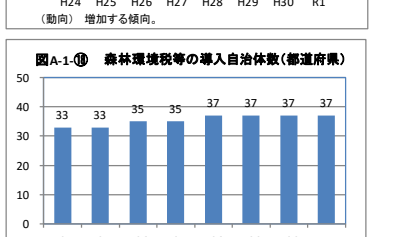
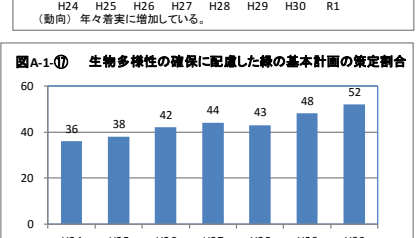
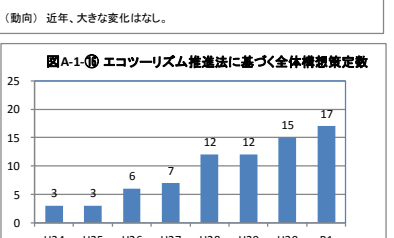
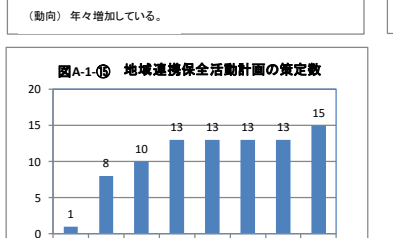
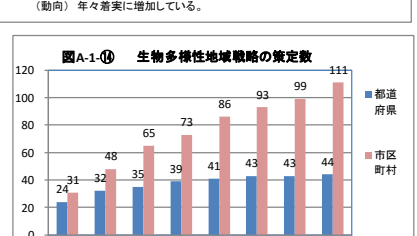
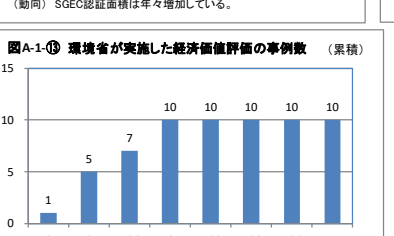
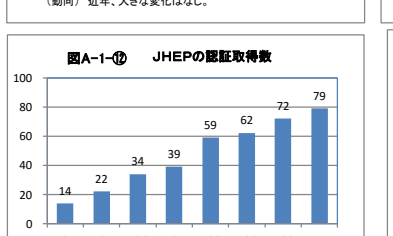
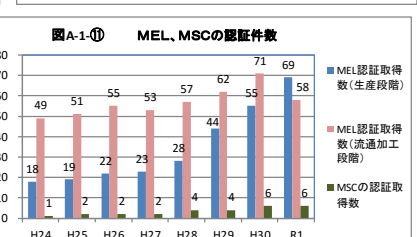
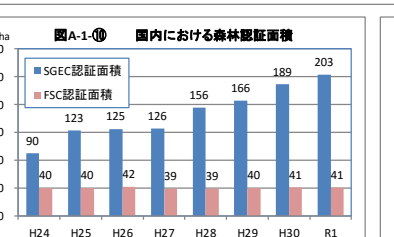
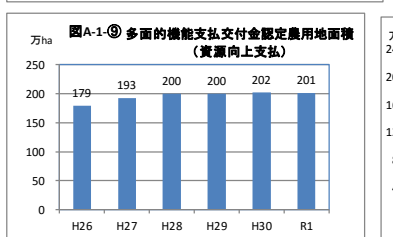
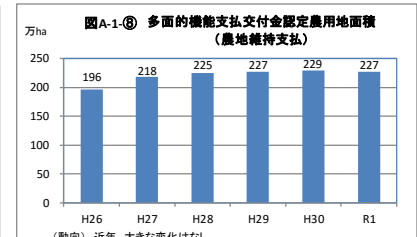
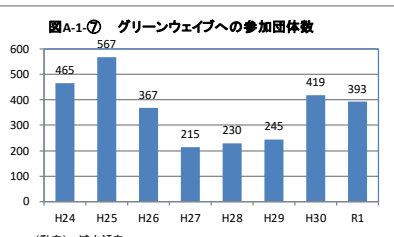
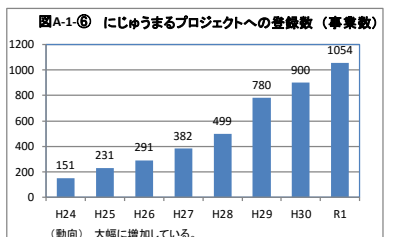
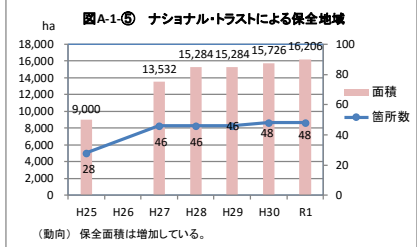
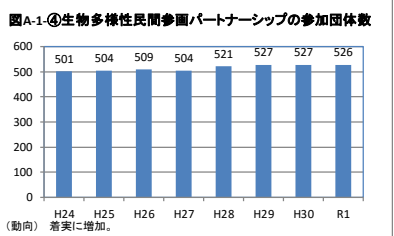
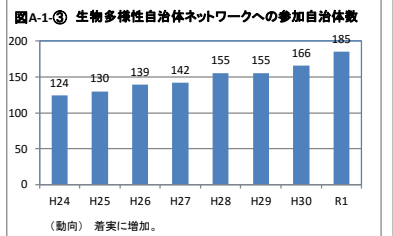
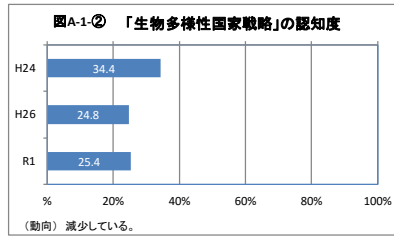
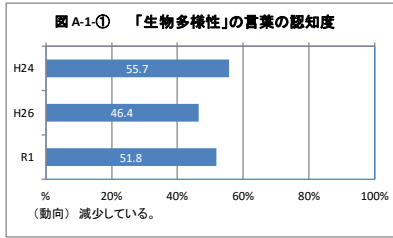
1 した。平成 25 年度は業種や場面ごとの事業者による取組状況や自治体との連携状況等の評価・分析を
2 通じた事業者による取組の促進策の検討や国際的な動向の継続的把握、情報公開を進めました。

3 ・平成 28 年度は、業種単位で事業者をまとめる立場にある事業者団体向けに「生物多様性の保全と持続
4 可能な利用に向けた事業者団体向け手引き（案）」を作成し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関
5 する事業者の取組が一層促進するよう支援しました。また、事業者向けに事業活動と生物多様性に関す
6 る基礎的な情報や考え方等を取りまとめた「生物多様性民間参画ガイドライン」を、平成 29 年度に、
7 より事業者が使いやすいように改訂し公開しました。さらに、UNDB-J や生物多様性民間参画パート
8 ナーシップ等との連携を強化しました。生物多様性民間参画パートナーシップの参加団体数は、着実に
9 増加しています（図 A-1-④）。令和元年度は、これまでの 10 年間の事業者による優良活動事例として、
10 「生物多様性民間参画事例集」及び「企業情報開示のグッドプラクティス集」をまとめました。

11 ・自然資本に関連し、環境省は平成 26 年に国際シンポジウム「自然資本と企業・自治体経営」を開催し、
12 自然資本経営に関する国内外の動向を紹介しました。これに続き、NGO や企業等が連携し、自然資本
13 コアリションが発行した「自然資本プロトコル」の日本語版の作成や、企業への自然資本経営の導入支
14 援などが行われました。

15

1 ⑥ 関連指標群



2. 戦略目標B関連

(戦略目標B)

生態系を悪化させる人為的圧力等の最小化に向けた取組を進め、持続可能な利用を推進する。

生態系ネットワークの形成に向けた取組や自然再生事業、鳥獣保護管理施策の充実にに向けた検討、鳥獣との共生にも配慮した鳥獣被害防止対策の推進など、生態系を悪化させる人為的圧力等の最小化に向けた取組が進められました。

(1) 国別目標B-1

2020年までに、自然生息地の損失速度及びその劣化・分断を顕著に減少させる。

国別目標の達成の評価

- 目標を達成した
- 目標に向けて進捗したが、達成しなかった
- 大きな変化なし
- 目標から遠ざかり、達成しなかった
- 不明

国別目標 B-1 の各主要行動目標に対する具体的施策の取組状況と関連指標の動向等については以下のとおりです。

特に重要な水系における湿地の再生割合や干潟の再生割合など、自然生息地の損失速度に関する関連指標群の全てに進捗が認められ、目標に向けて進捗したと評価できます。また、自然生息地の劣化・分断の状況を把握するためベースラインを設定した森林面積、湖沼面積、浅海域の埋立面積、自然海岸の延長のうち、平成30年時点で数値の更新があった湖沼面積、埋立面積及び自然海岸の延長については大きな変動はなく、自然生息地の損失は大きくは進んでいないと考えられます。

一方で、平成28年3月に公表した「生物多様性及び生態系サービスの総合評価 (JBO2)」では、規模の小さな改変は続いており、またその影響が顕在化するまでには時間差があることが指摘されており、自然生息地の損失速度及びその劣化・分断が顕著に減少したとは言えませんでした。

このため、国別目標 B-1 の達成状況については、「目標に向けて進捗したが、達成しなかった」と評価しました。

① 主要行動目標B-1-1

2014年または2015年初頭に予定されている愛知目標の中間評価までに、効果的な取組を開始できるよう、自然生息地の損失速度及びその劣化・分断の状況を把握するための手法及び基準値となるベースラインを確立し、現状を整理する。(環境省、農林水産省)

自然生息地の損失速度及びその劣化・分断の状況を把握するための手法として、データの継続性を考慮して、森林面積、湖沼面積、浅海域の埋立面積及び自然海岸線の延長を利用して把握することとしました。森林面積については、大きな変動はなく安定して推移しており、湖沼面積についても大きな変動はありません。また、浅海域の埋立面積は1970年代をピークに減少傾向で、近年は大きな変動はありません。自

- 1 然海岸線の延長についてはベースラインと比較してやや減少しています。
- 2 ベースラインと現状は以下のとおりです。
- 3 <森林面積>
- 4 ・ベースライン（平成 19 年）：2,510 万 ha
- 5 ・現状（平成 29 年）：2,505 万 ha 現状は大きな変動なく安定して推移。
- 6 <湖沼面積>
- 7 ・ベースライン（平成 22 年）：2,356.61km²
- 8 ・現状（令和 2 年）：2,358.78km² 現状は大きな変動はない。
- 9 <浅海域の埋立面積>
- 10 ・ベースライン（平成 18 年から平成 22 年までの 5 年間平均）：年平均約 7km²（昭和 50（1975）年前後
- 11 の年間約 50km²をピークに減少）
- 12 ・現状（平成 28 年から令和 2 年までの 5 年間平均）：0.89km² 現状は大きな変動なく、埋め立て面積は
- 13 増加していない。
- 14 <自然海岸延長>
- 15 ・ベースライン（平成 18 年から平成 22 年までの 5 年間平均）：推定 18,105km
- 16 ・現状（平成 26 年から平成 30 年までの 5 年間平均）：推定 17,875km ベースラインと比較してやや
- 17 減少。
- 18
- 19 ② 主要行動目標 B-1-2

2020 年までに自然生息地の損失速度が少なくとも半減、また、可能な場合にはゼロに近づき、また、自然生息地の劣化・分断を顕著に減少させるため、生態系ネットワークの形成や湿地、干潟の再生等必要な取組を行う。（環境省、農林水産省、国土交通省）

- 20 ・平成 27・28 年度に選定した生態系ネットワークの核となる重要地域（里地里山、湿地、海域）
- 21 (<https://www.env.go.jp/nature/satoyama/jyuuyousatoyama.html>
- 22 http://www.env.go.jp/nature/important_wetland/index.html
- 23 <http://www.env.go.jp/nature/biodic/kaiyo-hozen/kaiiki/index.html>) を中心に、多様な主体の参画のもと
- 24 に保全・再生を推進しています。自然再生推進法に基づく自然再生の取組は、平成 31 年 3 月時点で、26
- 25 か所、約 48 万 ha に上っており、森林、湿原、草原、サンゴ礁など様々な生態系を対象に全国で実施され
- 26 ている自然再生の取組を支援しました。さらに、都道府県が実施する生態系ネットワークの形成の取組に
- 27 ついて支援しています。
- 28 ・湿地の保全、そのネットワークの構築及び維持、自然再生事業等による自然環境の再生、多自然川づく
- 29 り等を進めるとともに、自然環境を把握するための調査、モニタリング等を実施するなど、効果的な施
- 30 策を推進しています。
- 31 ・国有林野においては地域における多様な主体の連携による森林の整備・保全のモデルプロジェクトを実
- 32 施しているほか、河川や湿地、道路、沿岸域などの管理においては、生物多様性の保全・再生や生態系
- 33 ネットワークの形成などの取組を進めています。
- 34 ・緑の基本計画等に基づき、地方公共団体等が行う生物多様性の拠点となる緑地の保全や都市公園等の整
- 35 備による水と緑のネットワークの形成を推進しました。一人あたりの水と緑の公的空間確保量は徐々に
- 36 増加しています。（図 B-1-④）
- 37 ・「国立・国定公園総点検事業」の結果等を踏まえ、国立・国定公園等の新規指定や拡張を進めました。
- 38 ・特に重要な水系における湿地の再生割合は、平成 24 年度の 39%から 6 年間で 67%に大きく増加し（図

- 1 B-1-①)、干潟の再生割合は徐々にではありますが着実に増加しました (図 B-1-②)。
- 2 ・多様な生物の生息・生育空間であり、地域住民が自然に親しめる港湾緑地の整備や、港湾整備により発
3 生した浚渫土砂等を有効活用した干潟・藻場等の再生、深掘り跡の埋め戻しを推進しました。
- 4 ・三大湾 (東京湾、大阪湾、伊勢湾) における底質改善が必要な区域での水質改善に関する取組が進んで
5 おり、改善した割合は、徐々に増加しています (図 B-1-③)。
- 6 ・防災・減災や持続可能な社会づくり、グリーンインフラ等の観点も踏まえた自然再生の取組の推進に向
7 け、情報収集等を行いました。また、関係機関・団体と連携し、多様な主体の連携や持続可能な地域づ
8 くり及びグリーンインフラ等の観点も踏まえ、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すた
9 め、自然再生の取組の推進を図りました。
- 10 ・これらの取組を進めることにより、自然生息地の損失や劣化・分断の改善に取り組んできました。

11

12 ③ 主要行動目標 B-1-3

鳥獣の個体数管理をはじめとする鳥獣保護管理施策の着実な実施のため、保護管理技術の充実、生息
状況等に関する調査の促進等を行うほか、2015 年までに鳥獣保護法の施行状況の見直しを行うととも
に、2020 年までに保護管理の担い手を確保するための仕組みづくりとその運用を行う。(環境省)

- 13 ・保護管理技術の充実、生息状況等に関する調査の促進等については、以下の取組を行いました。
- 14 ー特定鳥獣(第一種特定鳥獣:その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣。
15 第二種特定鳥獣:その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣。)の保護
16 管理検討会については、定期的に保護及び管理に関する最新情報を「保護管理レポート」として管理
17 しており、これまでに、47 都道府県、152 の計画が報告されました。(第一種特定鳥獣保護計画: 8
18 計画、第二種特定鳥獣保護計画: 144 計画)
- 19 ー平成 24 年度に、特定鳥獣 5 種 (イノシシ、クマ類、ニホンザル、ニホンジカ、カワウ) について、種
20 ごとに保護管理検討会を設置し、効果的な保護管理手法等の最新知見について取りまとめるとともに、
21 ニホンジカやイノシシの個体数推定や生息状況等調査のあり方について検討しました。
- 22 ー鳥獣の管理の強化に伴う鉛製銃弾による鳥類への影響や事故の発生等に適切に対応するとともに、個体
23 群管理、生息環境管理及び被害防除対策に適切に対応した科学的・計画的な鳥獣の保護・管理を推進し
24 ました。
- 25 ・鳥獣保護法の施行状況の見直しについては、「ニホンジカ、イノシシの個体数を 10 年後までに半減する」
26 という「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」(平成 25 年 12 月、農林水産省・環境省作成)の目標実現に向け、
27 鳥獣の捕獲の一層の促進と捕獲の担い手確保を図ることを目的に、平成 27 年 5 月に鳥獣の保護及び狩
28 猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律を施行しました。この改正において、法の目的に「鳥獣
29 の管理」を位置づけ、新たな措置として、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるものとして環境大
30 臣が定めた鳥獣について、都道府県又は国が捕獲を行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」や、鳥獣の捕獲等
31 について、安全を確保して適切かつ効果的に鳥獣の捕獲等を実施できる事業者を、都道府県知事が認定
32 する「認定鳥獣捕獲等事業者制度」を創設しました。
- 33 ・保護管理の担い手を確保するための仕組みづくりとその運用については、以下の取組を行いました。
- 34 ー指定管理鳥獣捕獲等事業については全国的な推進を図るため交付金を新たに設け、都道府県等による捕
35 獲等を支援しました。
- 36 ー指定管理鳥獣捕獲等事業の概況 (交付金による都道府県等支援)
- 37 平成 27 年度: 18 億円、平成 28 年度: 10 億円、平成 29 年度: 15 億円、
38 平成 30 年度: 15.3 億円、令和元年度: 16.7 億円

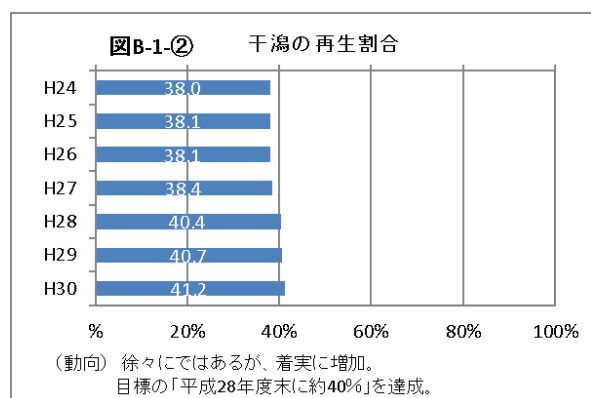
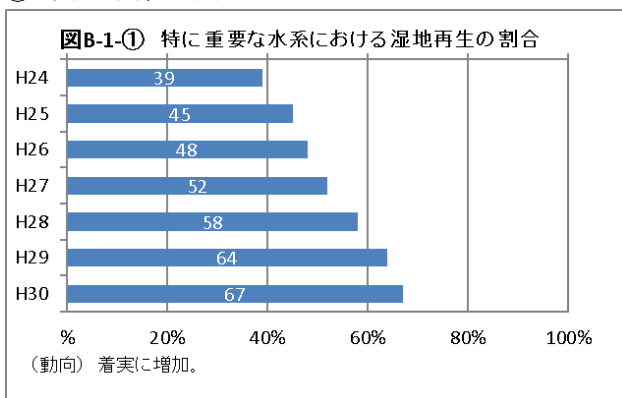
- 1 ー都道府県等による指定管理鳥獣捕獲等事業の実施状況
- 2 平成 28 年度事業実施道府県数：37 道府県
- 3 平成 29 年度事業実施道府県数：38 道府県
- 4 平成 30 年度事業実施道府県数：40 道府県
- 5 令和元年度事業実施道府県等数：41 道府県、1 協議会
- 6 ー認定鳥獣捕獲等事業者数（令和 2 年 3 月時点）
- 7 146 事業者（42 都道府県）
- 8 ー狩猟者を育成・確保するため、平成 24 年度から狩猟免許取得を促すフォーラム等を開催し、令和 2 年
- 9 4 月までに全国 33 都道府県、37 会場、計 9,200 人以上が参加しました。

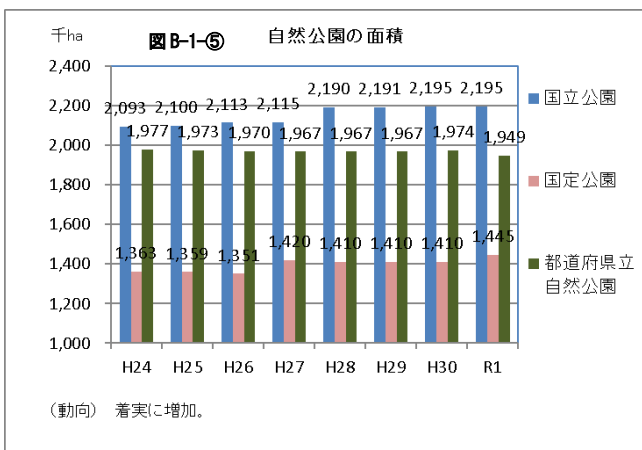
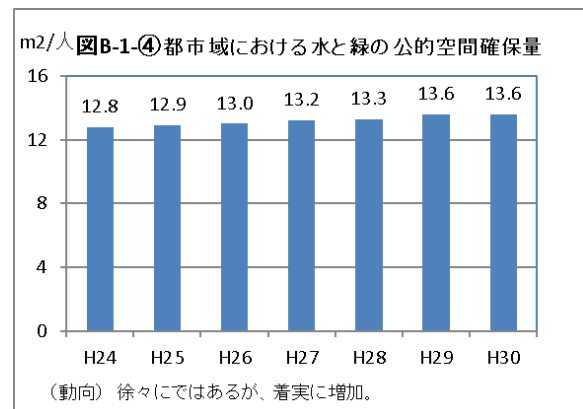
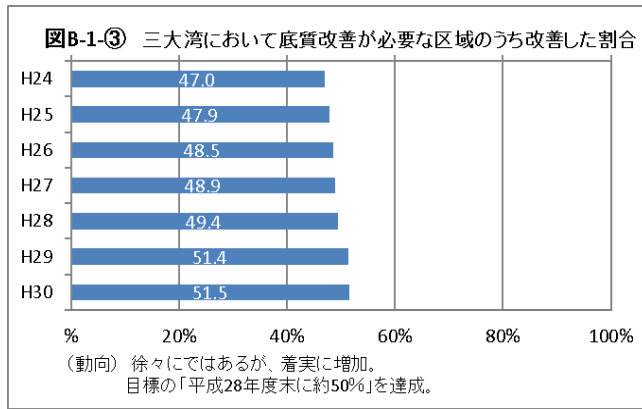
④ 主要行動目標 B-1-4

個体数管理をはじめとする鳥獣保護管理施策との連携を図りつつ、鳥獣被害防止特別措置法に基づき、鳥獣による農作物被害を防止するための取組を総合的に推進し、広域的かつ効果的な鳥獣による森林被害対策を推進するとともに、鳥獣の生育環境を確保するため、多様な森林の整備・保全を図るなど、鳥獣との共生にも配慮した対策を推進する。（農林水産省）

- 12 ・鳥獣被害防止特別措置法に基づく鳥獣による農作物被害を防止するための取組として、市町村が作成した被害防止計画に基づく地域ぐるみの総合的な鳥獣被害防止のための取組や、集中的な捕獲活動により野生鳥獣の個体数を抑制する取組に対して支援しました。
- 13
- 14
- 15 ・広域的かつ効果的な鳥獣による森林被害対策や鳥獣の生育環境を確保するための多様な森林の整備・保全については、森林整備と一体となった防護柵の設置や、地域の状況に応じた被害防除、被害防除活動体制の整備等を推進しました。
- 16
- 17
- 18 ・国有林野では、広域にわたる野生鳥獣被害に効果的に対応するため、モニタリング調査を通じて野生鳥獣の生息状況等の把握を行いつつ、被害カ所の植生回復措置、森林の整備・保全等の総合的な対策を推進しました。
- 19
- 20

⑤ 関連指標の動向





1
2
3

(2) 国別目標B-2

2020年までに、生物多様性の保全を確保した農林水産業が持続的に実施される

4
5

国別目標の達成の評価

- 目標を達成した
- 目標に向けて進捗したが、達成しなかった
- 大きな変化なし
- 目標から遠ざかり、達成しなかった
- 不明

6
7
8
9

国別目標B-2の各主要行動目標に対する具体的施策の取組状況や関連指標の動向等は以下のとおりです。

MEL (マリン・エコラベル・ジャパン) 認証取得数やエコファーマーの累積新規認定件数の増加など、関連指標群の多くに進捗が認められ、目標に向けて進捗しました。農地・農業用水等の地域資源の保全管理に係わる農業者等による地域共同活動、有機農業等の環境保全型農業の取組が進められ、森林については、森林計画制度のもと、長期にわたり生物多様性の保全を含む多面的機能を発揮できるよう、計画的か

1 つ持続的な森林経営が進められました。また、漁業については、藻場・干潟の保全・創造面積や漁場の堆
2 積物除去面積が増加し、生物多様性に配慮した漁場の整備が進みました。また、事業者側の取組としては、
3 漁業者等が策定する資源管理計画数が増加し、さらに、地域の取組として、里海づくりの取組数が増加す
4 るなど、持続可能な漁業と生物多様性保全への取組が進みました。

5 一方で、一部の関連指標（「中山間地域等において減少を防止する農用地面積」、「わが国周辺水域の資
6 源水準の状況（中位以上の系群の割合）」）は、横ばいまたは近年増加傾向にあるものの、基準年である
7 国別目標設定時（平成 24 年）と比較して、明確な増加傾向は見られません。また、平成 28 年 3 月

8 に公表した「生物多様性及び生態系サービスの総合評価（JBO2）」において、「農地生態系の状態は長
9 期的には悪化する傾向で推移している」と評価しています。

10 このため、「目標に向けて進捗したが達成しなかった」と評価しました。

11 12 ① 主要行動目標 B-2-1

持続的に営まれる、農業生産の維持や生産基盤の管理といった生産関連活動と、生物多様性の保全を
両立させる取組を促進する。（農林水産省）

- 13 ・たい肥等による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の低減に効果が高い技術を用いた農業生産方式を導
14 入する農業者をエコファーマーとして認定し、認定件数（累積）は平成 24 年度の 278,540 件から平成
15 30 年度の 310,123 件に増加しました（図 B-2-②）。また、有機農業など環境保全型農業に対する直接
16 支援を実施し、その結果、環境保全型農業直接支払交付金の取組面積は、平成 24 年度の 41,439ha か
17 ら令和元年度は 79,839ha に増加するなど、取組が進展しています（図 B-2-⑤）。さらに、生物多様性
18 に配慮した農業生産基盤の整備により、生産関連活動と生物多様性保全を両立させる取組を促進しまし
19 た。
- 20 ・農業生産活動の高いレベルの持続可能性を確保するため、適切な農薬や肥料の使用による環境負荷の低
21 減等の取組や生物多様性への配慮の取組が含まれた GAP（農業生産工程管理）の普及を推進しました。
22 令和元年度末で GAP 認証取得経営体が約 7,200、都道府県 GAP 確認経営体が約 17,000 となりました。
- 23 ・農業用排水路の整備にあたり生物の生息環境に配慮した構造とするなど、生態系に配慮した農業生産基
24 盤の整備を実施し、生態系のネットワークの保全に向けた整備カ所（累積）は平成 24 年度の 1,694 カ
25 所から令和元年度の 2,468 カ所に増加しました（図 B-2-③）。
- 26 ・多面的機能支払により、農業者等による組織が取り組む水路の泥上げや農道の路面維持など地域資源の
27 基礎的保全活動や、地域住民を含む組織が取り組む水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成な
28 ど、地域資源の質的向上を図る共同活動や施設の維持管理活動を支援し、生き物調査等の生態系保全に
29 資する活動に取り組む活動組織が増加しました。地域資源の基礎的保全活動、質的向上を図る共同活動、
30 施設の維持管理活動への参加者は、年々増加しています（図 B-2-①）。
- 31 ・中山間地域等において減少を防止する農用地面積は、ほぼ横ばいで推移しています（図 B-2-④）。

32 33 ② 主要行動目標 B-2-2

森林計画等に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進し、生物多様性の保全を含めた森林の多
面的機能の持続的発揮を図る。また、国際的に合意された「基準・指標」の考えに即し、森林の生物
多様性の動向を把握する森林生態系多様性基礎調査（モニタリング調査）を推進する。（農林水産省）

- 34 ・森林・林業基本計画や全国森林計画における、森林の有する生物多様性保全機能やその発揮に資する森
35 林に誘導するための森林施業において配慮すべき事項等を踏まえた森林の整備・保全を推進しました。

- 1 ・国有林野においても立地特性に応じて様々な育成段階や樹種から構成される森林のモザイク的配置へ
2 の誘導、複層林化、長伐期化などにより多様な森林づくりを推進したほか、施業現場における生物多様
3 性への配慮等を行うとともに、公益的機能の発揮が特に要請される森林については保安林の適正な配備
4 を推進しました。
- 5 ・森林経営計画の策定面積は、近年増加傾向にあります（図 B-2-⑮）。
- 6 ・森林計画対象面積は平成 23 年度の 25 百万 ha を平成 28 年度も維持しています（図 B-2-⑯）。
- 7 ・森林生態系多様性基礎調査については、全国を 5 年かけて調査し、令和元年度から第 5 期の調査を実施
8 しており、森林の生物多様性の動向を継続的に把握しています。

9

10 ③ 主要行動目標 B-2-3

藻場・干潟等の保全・再生、生物多様性に配慮した漁港漁場の整備、マグロ類を含む高度回遊性魚類の持続的利用・管理のための国際協力、資源管理指針・資源管理計画体制の下での資源管理、生物多様性に配慮した増殖と持続的な養殖生産及び内水面の保全等を推進することにより、持続的な漁業と生物多様性の保全を両立させる取組を促進する。（農林水産省）

- 11 ・藻場・干潟の保全・創造面積は、平成 24 年度の 738ha から大きく増加し平成 29 年度には 7,665ha と
12 なりました。（図 B-2-⑥）
- 13 ・漁場の堆積物の除去（図 B-2-⑦）や、良好な生息環境空間を創出する計画に基づく漁場整備（図 B-2-
14 ⑧）、漁業集落排水施設の整備（図 B-2-⑨）を進め、いずれの指標も着実に数値は増加しました。
- 15 ・二国間・多国間による漁業協定、水産資源の動向把握、資源管理計画の作成等の取組により、資源管理
16 を行っています。多国間漁業協定数は、平成 24 年度の 52 件を維持しています（図 B-2-⑩）。我が国周
17 辺水域の資源水準の状況は、近年は増加傾向です（図 B-2-⑪）。漁業者等による資源管理計画の数（累
18 積）は、増加傾向です（図 B-2-⑫）。漁獲可能量を設定する TAC 対象魚種は、7 種から 8 種となりまし
19 た。
- 20 ・漁業者を中心とした地域の人々による産卵場や種苗生産施設等の整備に対する支援や、地域における主
21 体的な養殖漁場の改善計画の策定の促進といった、生物多様性に配慮した増殖と持続的な養殖生産に取
22 り組みました。漁場改善計画対象水面生産割合は、国内の海面養殖のほとんどを占めています（図 B-2-
23 ⑬）。
- 24 ・水産エコラベル、沿岸海亀混獲防止対策、トドによる漁業被害防止対策、混獲回避、赤潮・貧酸素水塊
25 対策、内水面の保全に取り組みました。
- 26 ・これらを通じて持続的な漁業と生物多様性の保全を両立させる取組を進め、科学的知見の活用や普及啓
27 発も実施しながら、水産資源の持続的な活用を図りました。

28

29 ④ 主要行動目標 B-2-4

自然と共生しつつ、人の手を適切に加えることにより里海づくりの取組を実施する。（環境省）

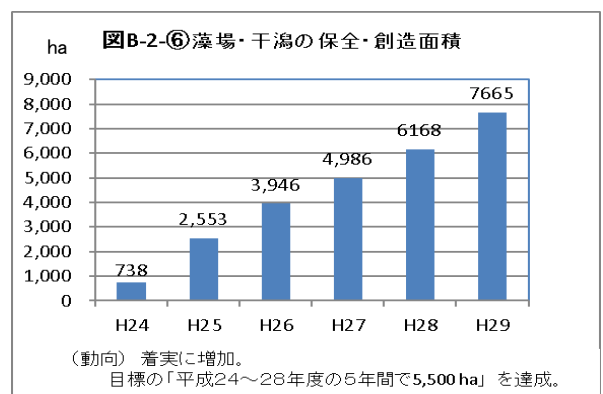
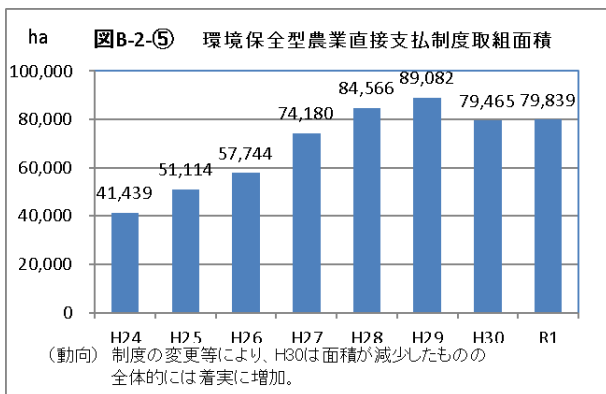
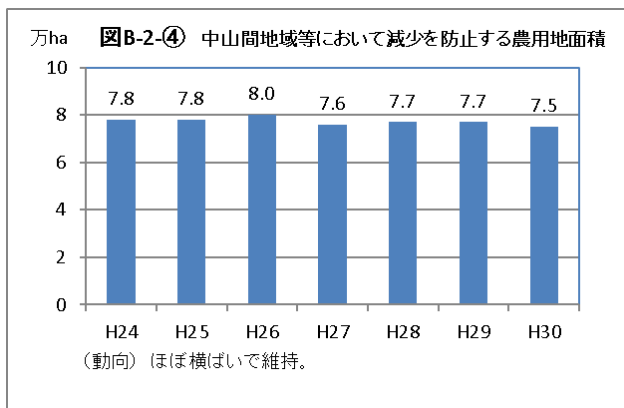
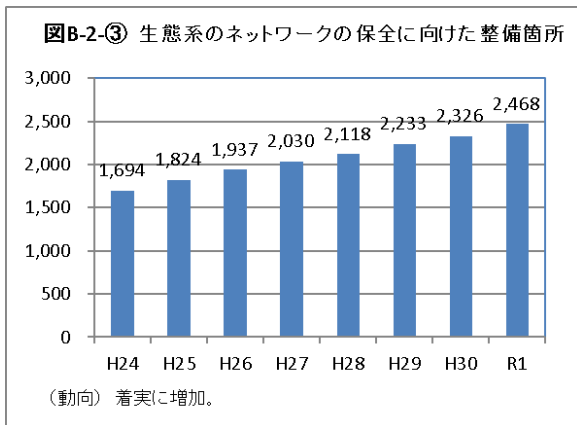
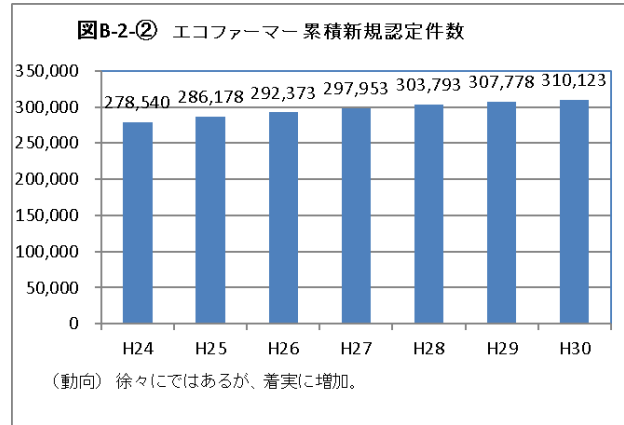
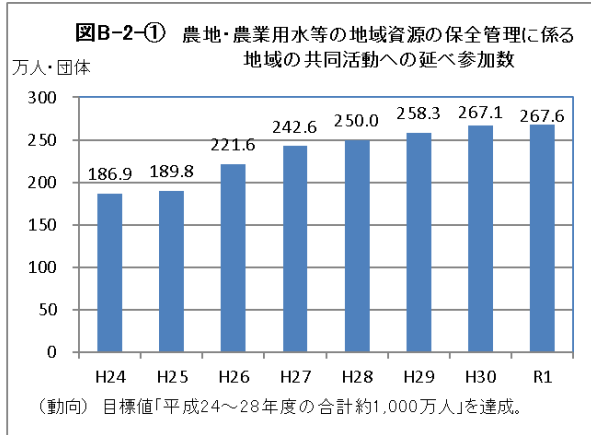
- 30 ・多様な魚介類等が生息し、人々がその恩恵を将来にわたり享受できる自然の恵み豊かな里海の創出を支
31 援するため、里海づくりの手引書や全国の実践事例等の情報について、ウェブサイト「里海ネット」
32 (<https://www.env.go.jp/water/heisa/satoumi/>) で提供しています。里海づくりの取組カ所数は、平成
33 24 年度の 122 件から平成 30 年度の 291 件に増加しました（図 B-2-⑭）。平成 28 年度より、海辺の再
34 生・創出に関する良好な取組を抽出し、定量的評価や実施にあたってのポイントを取りまとめました。
- 35 ・平成 24 年度に岩手県宮古湾を対象として、アマモ場の再生を中心とした「宮古湾里海復興プラン」を

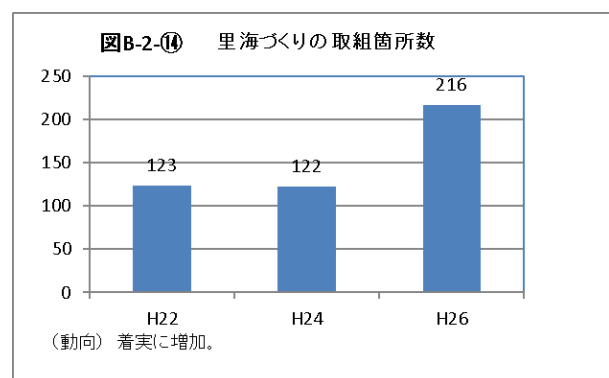
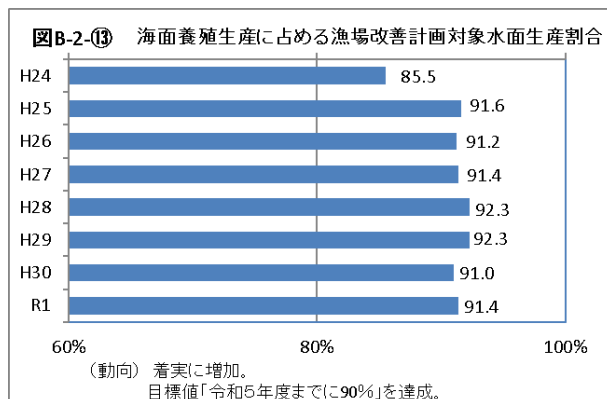
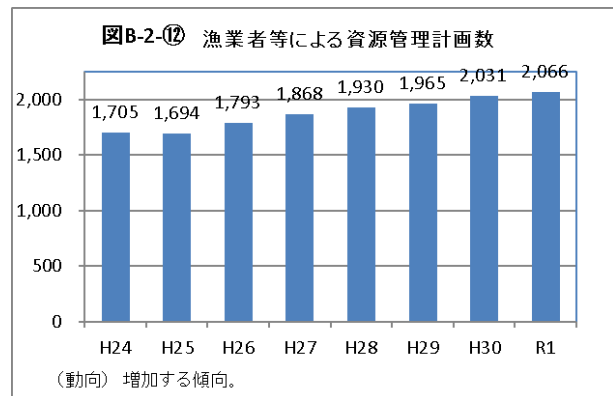
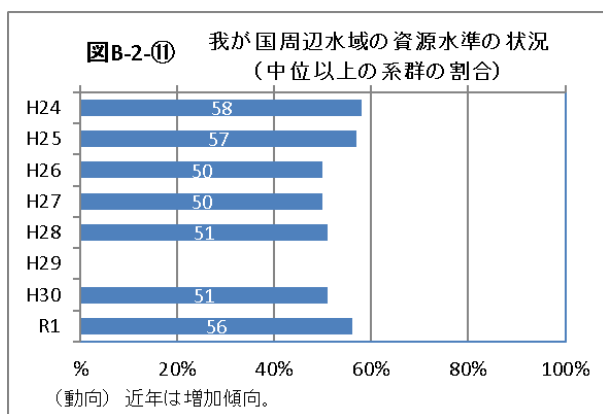
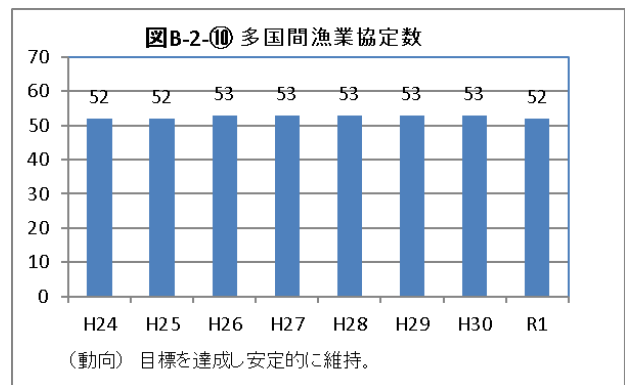
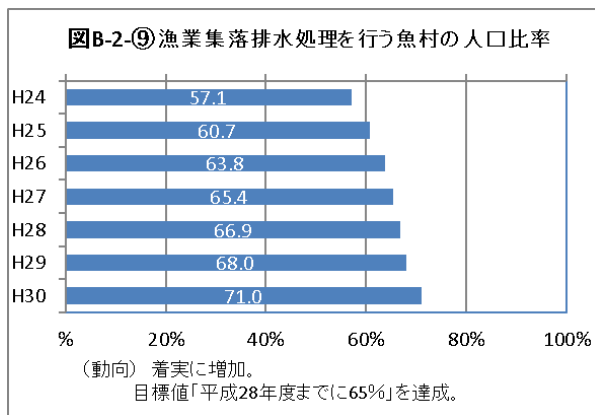
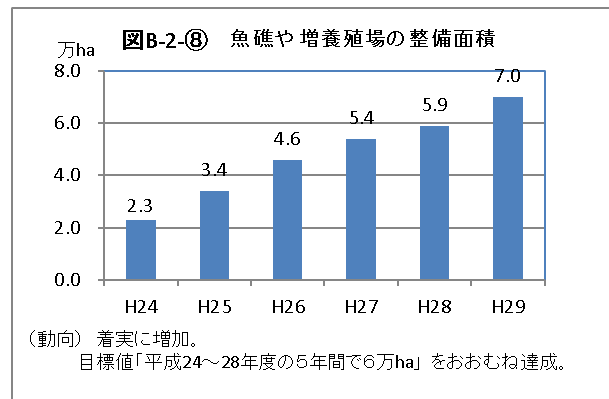
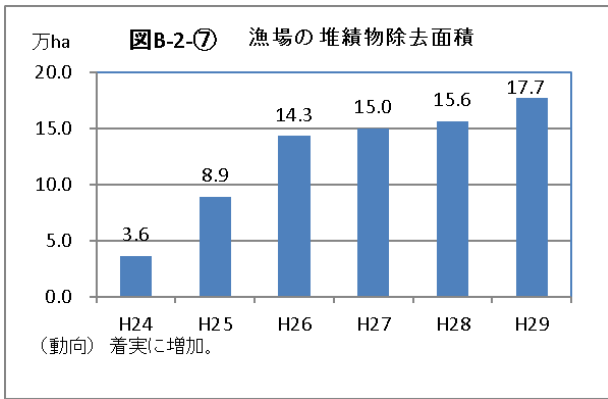
1 策定し、平成25年度には、里海復興のノウハウ等を取りまとめた「里海復興プラン策定の手引き」を
 2 策定しました。

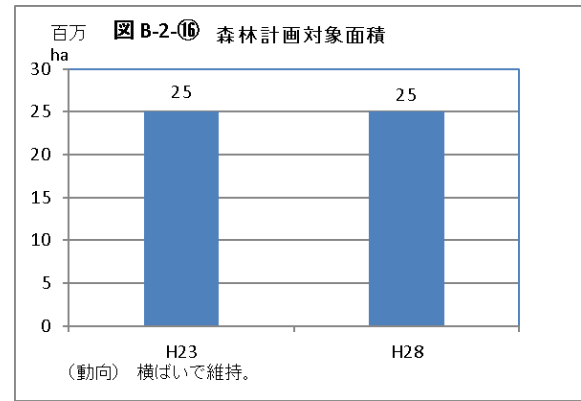
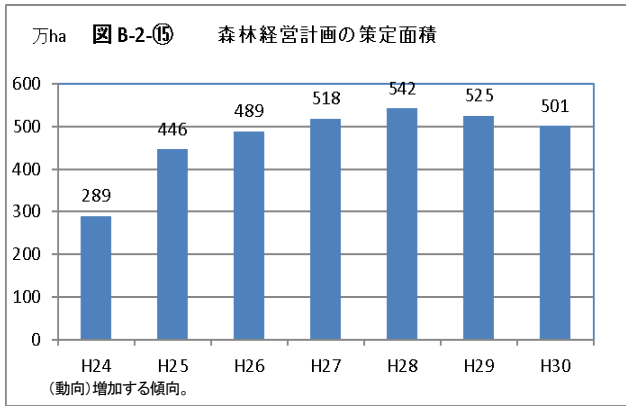
3

4 ⑤ 関連指標群

5







1

2 (3) 国別目標B-3

2020年までに、窒素やリン等による汚染の状況を改善しつつ、水生生物等の保全と生産性向上、持続可能な利用の上で望ましい水質と生息環境を維持する。特に、湖沼、内湾等の閉鎖性の高い水域（以下「閉鎖性水域」という。）については、それぞれの地域の特性を踏まえ、流域全体を視野に入れて、山間部、農村・都市郊外部、都市部における施策の総合的、重点的な推進を図る。

3

4 国別目標の達成の評価

- 目標を達成した
- 目標に向けて進捗したが、達成しなかった
- 大きな変化なし
- 目標から遠ざかり、達成しなかった
- 不明

5

6

7 国別目標B-3の各主要行動目標に対する具体的施策の取組状況や関連指標の動向等は以下のとおり

8 です。

9 目標評価期間内（平成24年度～令和元年度）において全窒素・全リン濃度の環境基準の達成率は湖沼

10 では横ばい傾向ですが、海域では改善傾向です。水生生物の保全にかかる環境基準の達成状況は、河川・

11 湖沼・海域ともにほとんどの地点でほぼ達成されており、またアオコの発生件数は減少傾向にあります。

12 湖沼や一部の閉鎖性海域における全窒素・全リンの環境基準の達成度や、一部の閉鎖性海域における赤潮

13 の発生件数、CODの環境基準の達成度などについては、目標評価期間内において大きく変動しているも

14 のもありますが、明確な悪化の傾向は見られませんでした。

15 以上を踏まえると、目標評価期間内において環境基準の達成率が上昇する等の改善傾向が見られ、生息

16 環境の維持に向けて進捗が見られます。一方で、一部地域においてははまだ課題が残るため、国別目標B

17 -3の達成状況は、「目標に向けて進捗したが、達成しなかった」と評価しました。

18

19 ① 主要行動目標B-3-1

流域からの栄養塩類及び有機汚濁物質を削減するとともに、2015年3月までに第7次水質総量削減を実施する。（環境省、農林水産省、国土交通省）

- 1 ・平成 26 年度を目標年度とした第 7 次水質総量削減により、指定水域（東京湾、伊勢湾、瀬戸内海）ご
2 とに排出される汚濁負荷量の削減目標量を設定し、排出源ごとに対策を実施した結果、各指定水域にお
3 いて汚濁負荷量は削減目標量を達成したことを確認しました。また、平成 29 年 7 月までに関係都府県
4 において、総量削減計画及び総量規制基準が策定され、令和元年度を目標年度とした第 8 次水質総量削
5 減制度により、指定水域ごとに汚濁負荷量の削減目標量を設定し、削減目標量の達成を図るため、生活
6 系、産業系などの排出源ごとに対策を実施しています
7 (<http://www.env.go.jp/water/heisa/8kisei.html>)。毎年度、各指定水域の水質等について調査を実施し、
8 汚濁負荷量の削減状況や水質改善の効果等の把握を行っています。全窒素及び全リン濃度の環境基準達
9 成率については、海域では湾ごとに状況が異なりますが 100%を達成または改善傾向にある湾もあり
10 (図 B-3-③)、湖沼については 50%前後の水準で推移しています (図 B-3-②)。
11
- 12 ・農業用排水施設等の整備、家畜排せつ物の適正管理、環境保全型農業の推進、下水処理施設における高
13 度処理や合流式下水道の改善対策、河川の水環境の改善などにより、流域からの栄養塩類や有機汚染物
14 質の流入負荷の削減に取り組みました。なお、汚濁排出源からの発生負荷量は削減されているものの、
15 陸域からの窒素及びリン流入負荷量は、気象等のその他の要因の影響による変動があり横ばいで推移し
16 ています (図 B-3-⑬)。
17

18 ② 主要行動目標 B-3-2

閉鎖性水域の水質や貧酸素水塊等の発生状況を改善するための取組を行うとともに、2014 年までに水生生物の保全のための下層 DO 及び水生植物の保全のための透明度について環境基準化を検討する。(環境省、国土交通省)

- 19 ・第 8 次水質総量削減制度等に基づき、閉鎖性海域の水質や貧酸素水塊等の発生状況を改善するための取
20 組を実施しました。閉鎖性海域（東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、八代海、有明海）における COD の環境
21 基準達成状況は、ほぼ横ばいです (図 B-3-⑥)。
22 ・平成 28 年 3 月に水生生物の保全のための底層 DO を環境基準とし、水生植物の保全及び親水利用の場
23 の保全のための沿岸透明度について地域において設定する目標に位置づけ、平成 30 年度に「沿岸透明
24 度の目標設定ガイドライン」を公表しました。水生生物の保全にかかる環境基準の達成状況は、河川・
25 湖沼・海域ともにほとんどの地点でほぼ達成されています (図 B-3-⑦、図 B-3-⑧、図 B-3-⑨)。
26 ・平成 24 年度～30 年度における夏季の底層 DO の状況については、年による変動はあるものの東京湾、
27 伊勢湾、大阪湾において大規模な貧酸素水塊の発生が確認されています (図 B-3-⑩、図 B-3-⑪、図 B-
28 3-⑫)。
29
- 30 ・健康項目に関する水質基準達成状況は、河川・湖沼・海域ともに、ほとんどの地点で環境基準を達成し
31 ています (図 B-3-①)。湖沼における環境基準の達成状況は、全窒素濃度、全リン濃度ともに 50%前後
32 の水準で推移しています (図 B-3-②)。
33 ・赤潮の年間発生件数は、瀬戸内海は減少傾向、他の海域はほぼ横ばいです (図 B-3-④)。アオコの年間
34 発生日数は、琵琶湖では近年 0 に近づき、霞ヶ浦においても減少し改善されています (図 B-3-⑤)。
35 ・閉鎖性海域において、浚渫土砂等を有効活用し干潟・浅場等の保全・再生・創出や深掘跡の埋め戻し等
36 を実施することにより、沿岸域の生物多様性の保全・再生の取組を推進しました。干潟の再生割合は、
37 徐々にではありますが着実に増加しています (図 B-3-⑭)。
38 ・三大湾において底質改善が必要な区域のうち改善した割合は、徐々にではありますが着実に増加してい

1 ます (図 B-3-15)。

2 ③ 主要行動目標 B-3-3

多様な水生生物等の生息・生育環境の保全と高い生物生産性が両立し、持続可能な利用の上で望ましい生息環境を維持するための管理方策の確立に向けた調査研究を行う。(環境省)

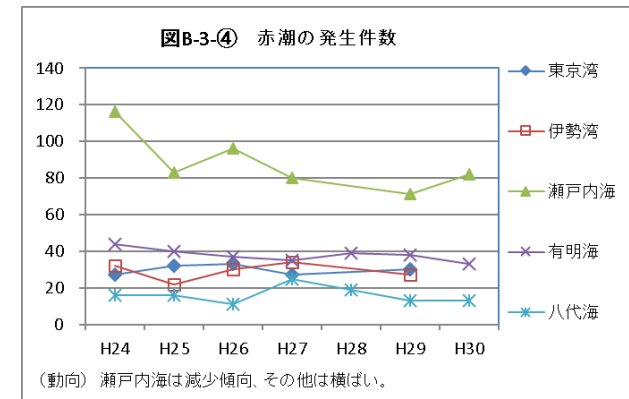
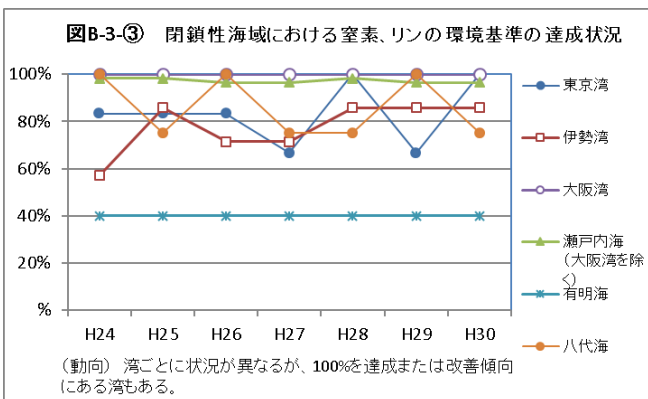
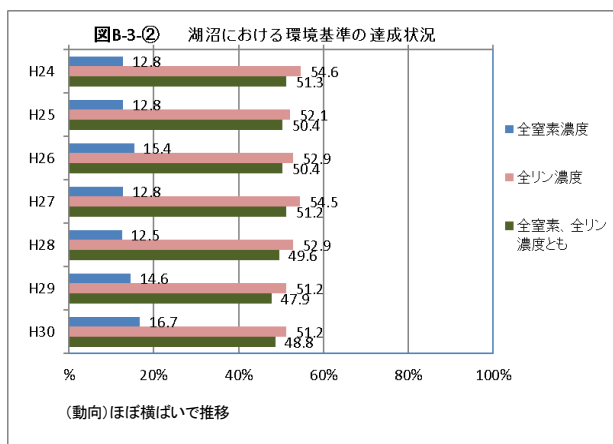
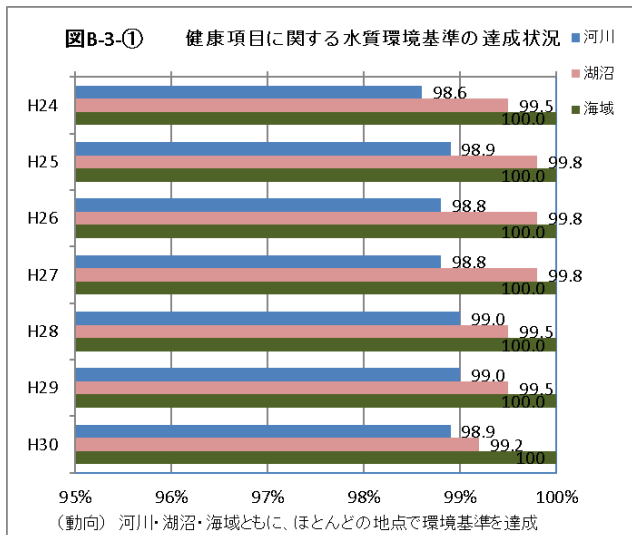
3 ・平成 24 年度にモデル地域 (愛知県三河湾、兵庫県播磨灘北東部) において栄養塩循環に関する調査や
4 実証試験を行い、海域の物質循環健全化計画 (ヘルシープラン) を策定するとともに、他地域の計画策
5 定を促す「ヘルシープラン策定の手引き」を策定しました。平成 25 年度には、モデル地域 (広島県三
6 津湾) においてヘルシープランを策定しました。これらの結果を踏まえ、水質汚濁防止法や瀬戸内海環
7 境保全特別措置法等に基づく地方自治体の各種計画等に手法が盛り込まれました。

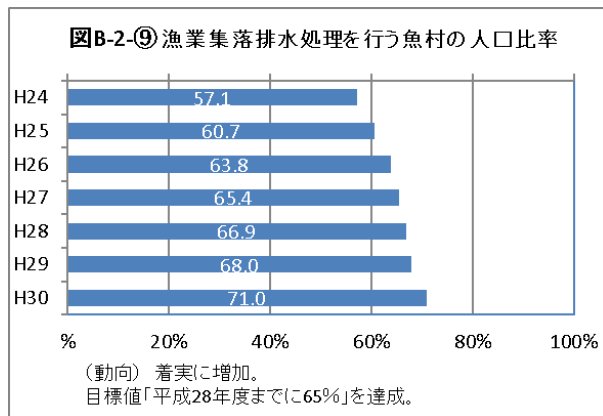
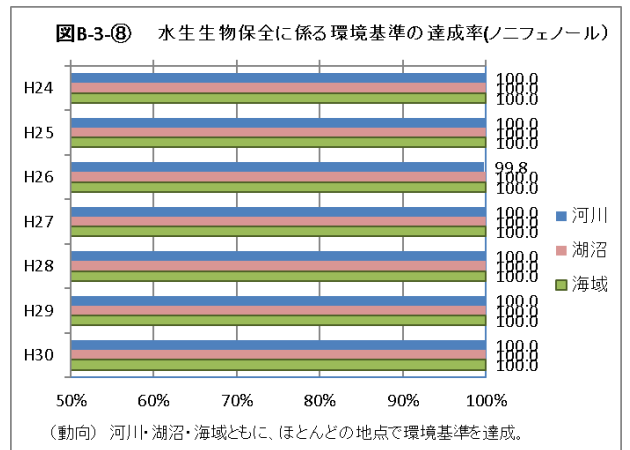
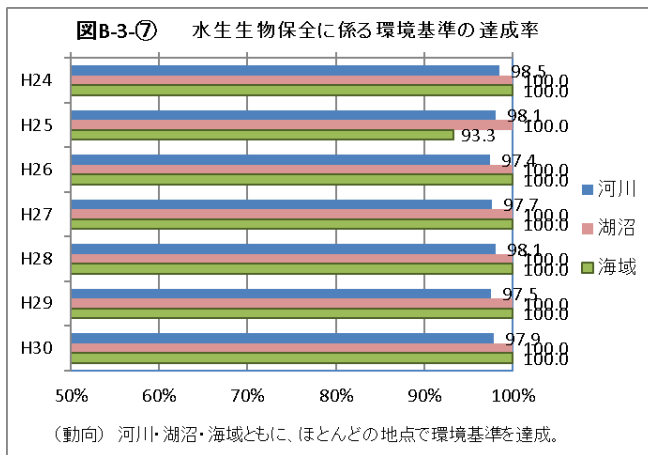
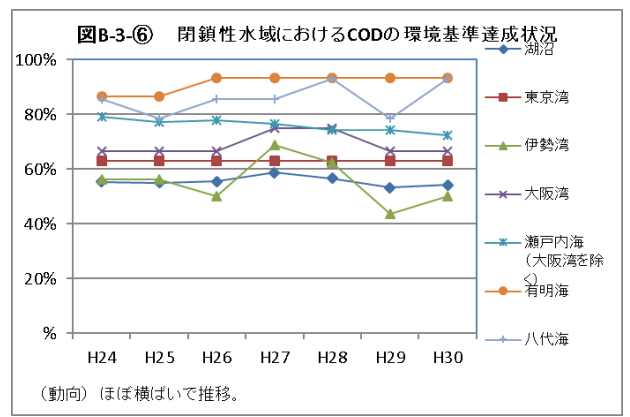
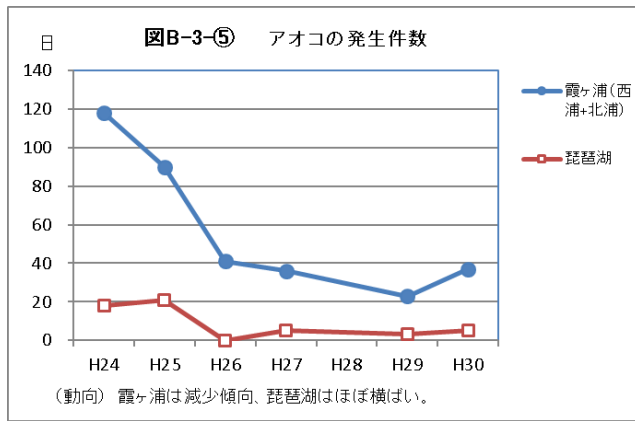
8 ・瀬戸内海において、湾・灘ごとの地域環境特性、長期的な水環境の変動の把握、きめ細やかな水質管理
9 に向けた方策の調査・検討を実施し、令和 2 年度に「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方
10 について」を取りまとめました。

11

12 ④ 関連指標群

13

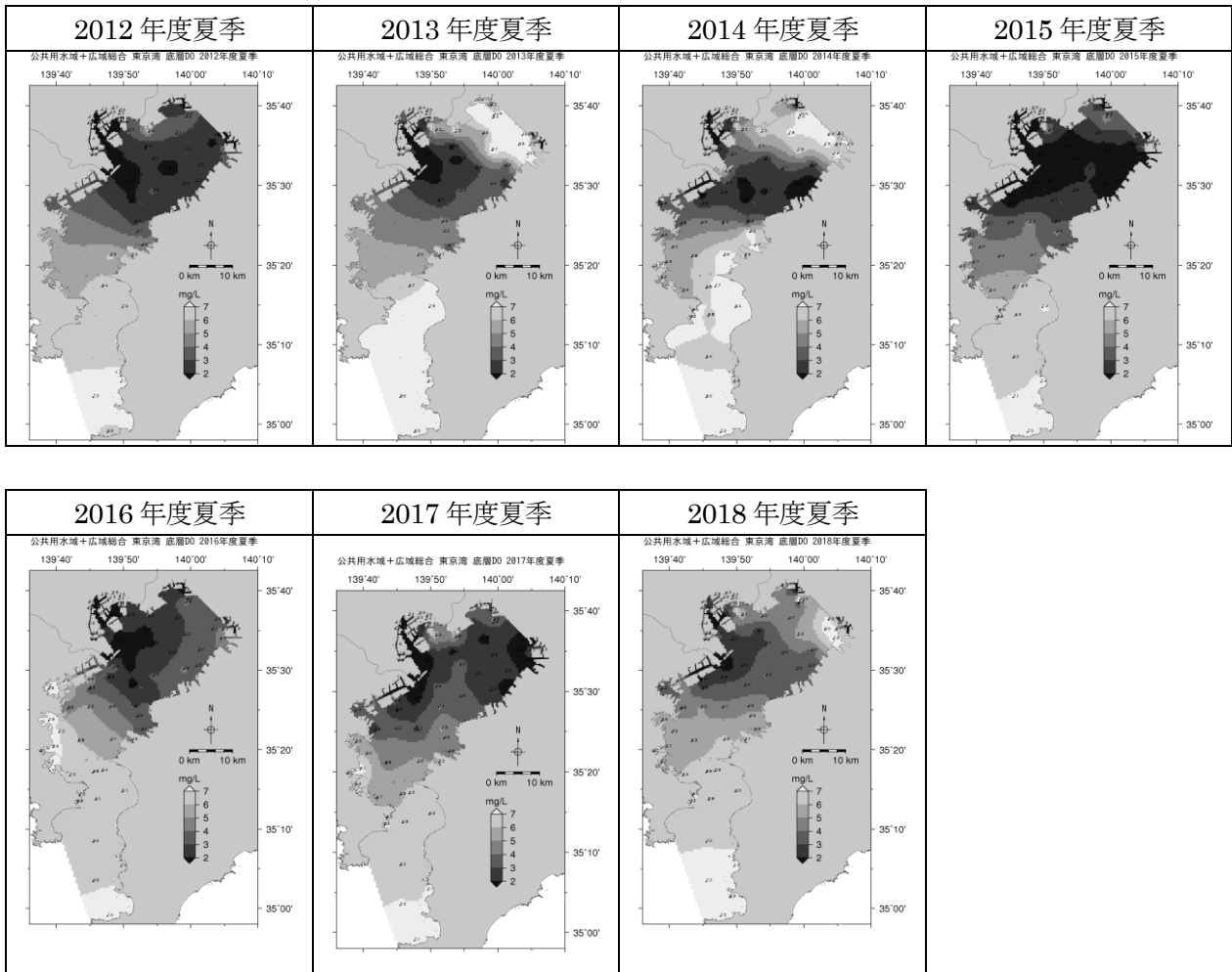




1
2

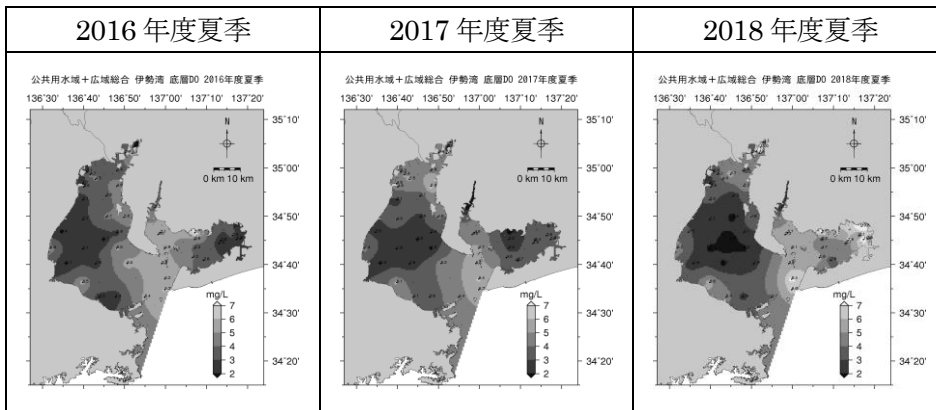
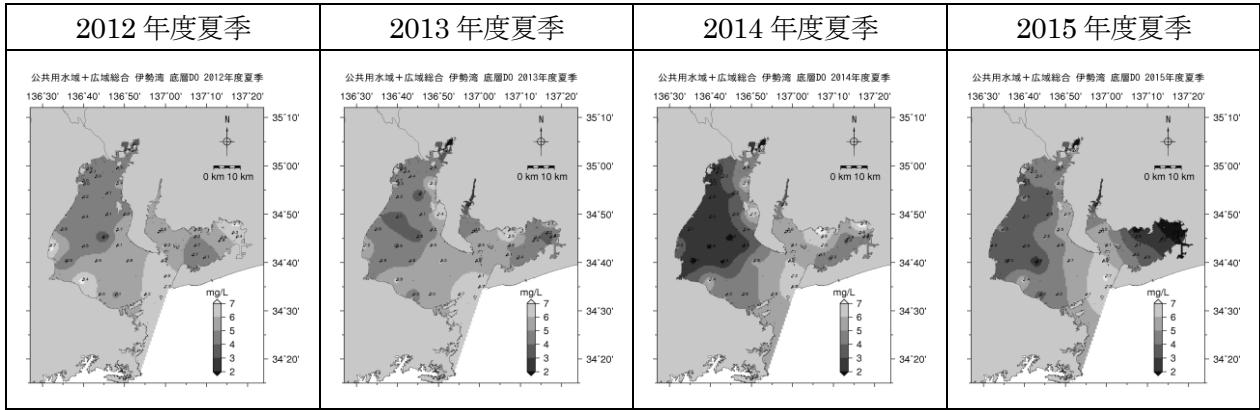
1
2
3

図B-3-⑩ 東京湾 夏季底層D0



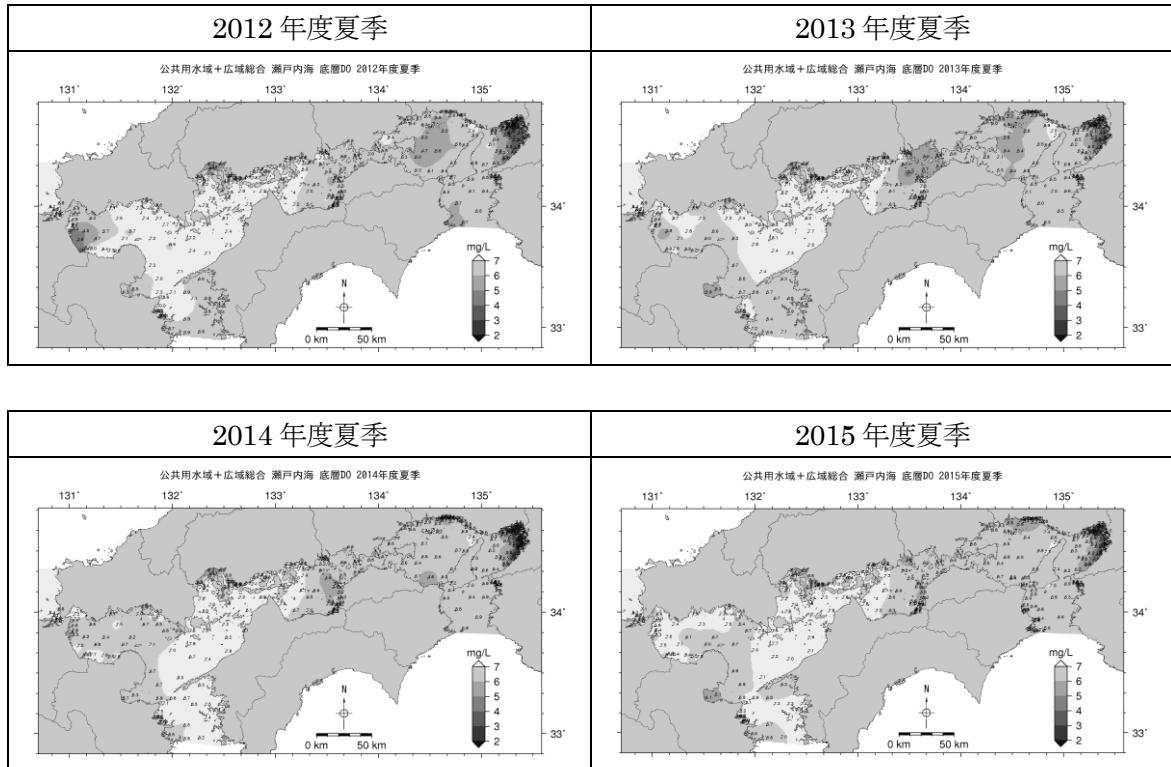
4
5
6
7
8

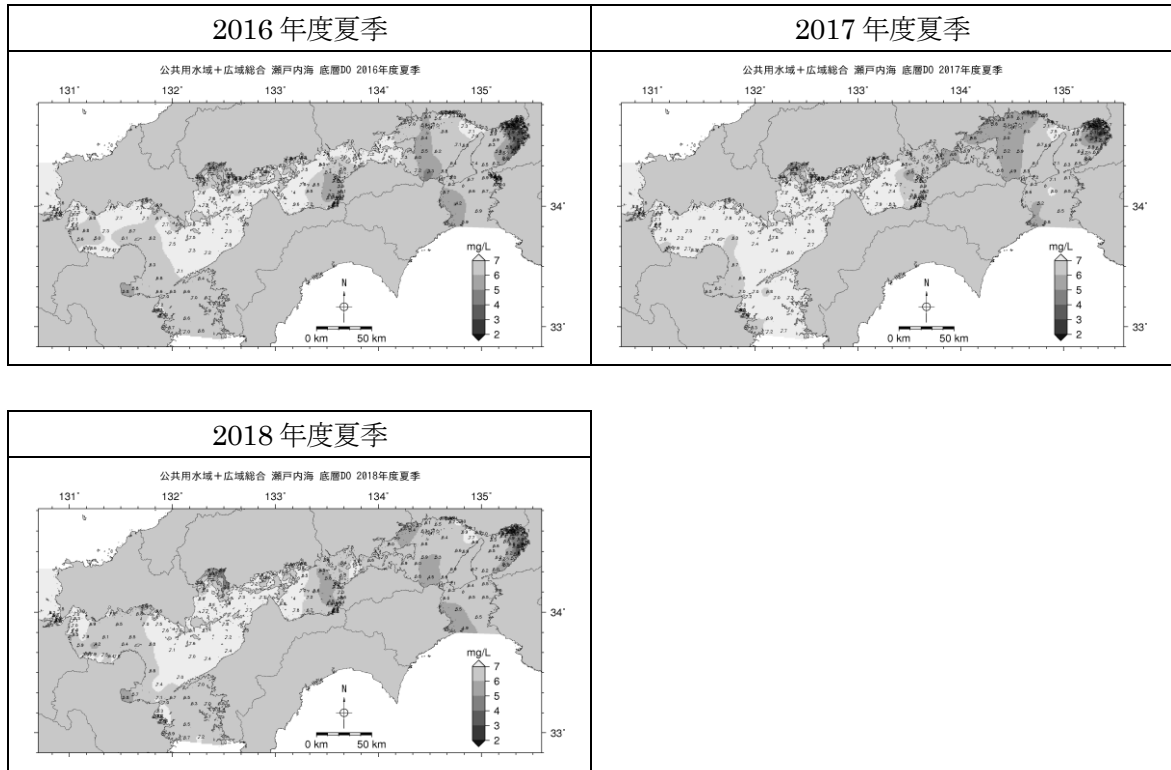
1 図B-3-⑪ 伊勢湾 夏季底層D0



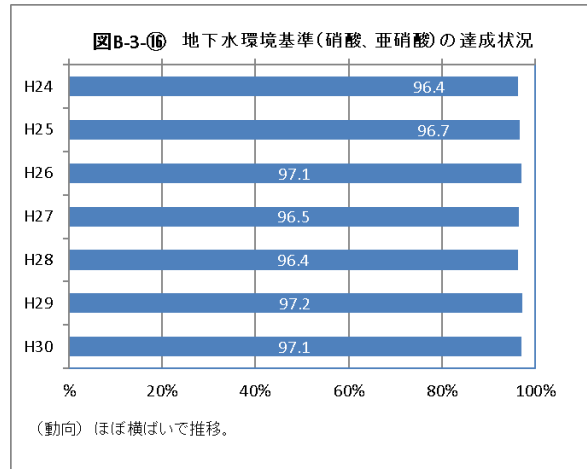
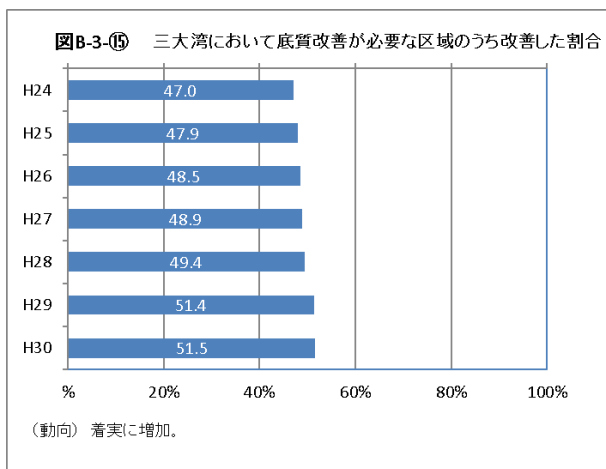
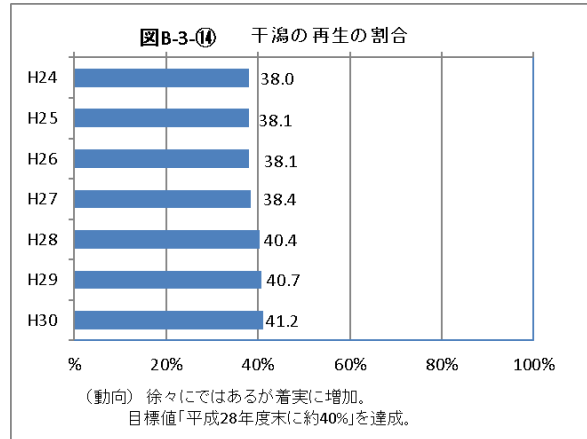
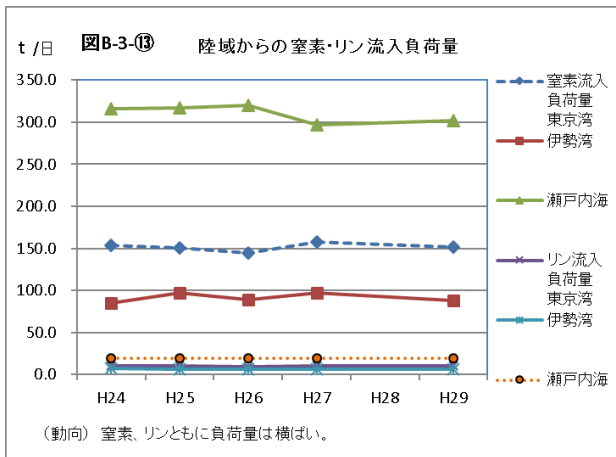
2
3
4

図B-3-⑫ 瀬戸内海 夏季底層D0





1



1 (4) 国別目標B-4

2020年までに、外来生物法の施行状況の検討結果を踏まえ、侵略的外来種を特定し、その定着経路に関する情報を整備するとともに、これらの侵略的外来種について、防除の優先度を整理し、それに基づいた防除を各主体の適切な役割分担の下、計画的に推進する。このことにより、優先度の高い種について制御または根絶し、希少種の生息状況や本来の生態系の回復を促進させる。また、侵略的外来種の導入または定着を防止するための定着経路の管理について、関係する主体に注意を促し、より効果的な水際対策等について検討し、対策を推進する。

2

3 国別目標の達成の評価

- 目標を達成した
- 目標に向けて進捗したが、達成しなかった
- 大きな変化なし
- 目標から遠ざかり、達成しなかった
- 不明

4

5 国別目標B-4の各主要行動目標に対する具体的施策の取組状況と関連指標の動向等は以下のとおり

6

7 「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」の作成、及

8

9 び「外来種被害防止行動計画」の策定を実施しました。また、特定外来生物の指定種類数及び防除の確認・

10

11 事例では、捕獲努力量あたりの捕獲頭数は着実に減少しました。

12 具体的には、特定外来生物の指定種類数、及び防除の確認・認定件数はともに増加しました。平成29年6月

13

14 にヒアリが国内で初めて確認され、その後も侵入が続いていますが、水際対策に取り組んで定着を防止してお

15

16 り、未定着種数も維持されています。奄美大島及び沖縄島やんばる地域でのマングースの捕獲頭数は着実に減

17

18 少しており、この結果、両地域ともに事業開始当初と比較するとアマミノクロウサギやヤンバルクイナ等の希

19

20 少種の生息状況は改善していると考えられます。奄美大島においては、アマミノクロウサギの生息確認メッシュ

21

22 数は年変動があり顕著な増加傾向は見られませんが、これまで未確認だった新しいメッシュでの確認がなされ

23

24 ているほか、別途実施しているセンサーカメラによるモニタリング調査では、アマミトゲネズミ、アマミヤ

25

26 マシギ、オーストンオオアカゲラ等の希少種の確認頻度が大きく増加傾向を示しているなど、生息密度の増加

27

28 を示す調査結果もあります。また沖縄島やんばる地域においては、ヤンバルクイナの生息メッシュ数は、近年

29

30 は目立った増加傾向は見られていないものの、長期的には増加傾向にあり、生息状況の回復傾向を示す調査結

31

32 果もあります。今後は、マングースの根絶に向けた取組の継続と根絶確認、マングース以外の外来種（ノネコ

33

34 等）の影響の排除が必要と考えられます。

35

36 これらを踏まえると、外来生物対策については、防除の推進や関係する計画の策定等、着実に取組が進んで

37

38 いることから国別目標B-4は「目標を達成した」と評価しました。しかし、今後も外来種の根絶や制御の取

39

40 組等を継続し、希少種の生息環境の維持・回復に取り組む必要があります。

41

42

43 ① 主要行動目標B-4-1

2014年までに、侵略的外来種リスト（外来種ブラックリスト（仮称））を作成し、リストの種について定着経路に係る情報を整備する。（環境省、農林水産省）

1 ・特定外来生物法に基づく特定外来生物の指定種数は年々増加しており、令和2年3月までに、148種を
2 指定しました（図 B-4-①）。また、外来種について、日本及び海外等での生態系等への被害状況を踏ま
3 え、日本における侵略性を評価したリストである「生態系被害防止外来種リスト」を平成26年度に作
4 成し（<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/iaslist.html>）、429種を選定しました（図 B-4-②）。
5 リスト掲載種については、定着状況や定着経路等の情報を整理し、輸入にともない非意図的に繰り返し
6 導入されるとみられる特定外来生物については、海外での生産段階、流通段階における侵入経路の把握
7 に努め、さまざまな主体に適切な行動を呼びかけ、外来種対策の取組を進めました。

8

9 ② 主要行動目標 B-4-2

2014年までに、防除の優先度の考え方を整理し、計画的な防除等を推進するとともに、各主体におけ
る外来種対策に関する行動や地域レベルでの自主的な取組を促すために、「外来種被害防止行動計画
(仮称)」を策定する。(環境省、農林水産省、国土交通省)

10 ・主務大臣による確認を受けた地方公共団体、あるいは認定を受けた者が実施する、外来生物法に基づく
11 特定外来生物の防除の件数(累積)は、年々徐々に増加し、令和2年3月時点で防除の確認は1,071件、
12 認定が216件となっています(図 B-4-③)。
13 ・多様な主体における外来種対策に関する行動や地域レベルでの自主的な取組を促すため、平成26年度
14 に「外来種被害防止行動計画」を策定しました。(<https://www.env.go.jp/press/files/jp/26646.pdf>)
15 ・「生態系被害防止外来種リスト」及び「外来種被害防止行動計画」を踏まえ、地方自治体、国民等に対
16 し、外来種問題・対策の普及啓発等を進め、外来種及びそれらの計画的かつ効果的な防除の推進につい
17 て地方自治体等と情報共有を行いました。
18 ・地方自治体における外来種に関するリストの作成及び条例整備の件数は増加傾向にあります(図 B-4-
19 ⑦)。

20

21 ③ 主要行動目標 B-4-3

優先度の高い侵略的外来種について、制御もしくは根絶するとともに、これらの取組等を通じて希
少種の生息状況や本来の生態系の回復を促進させる。(環境省、農林水産省、国土交通省)

22 ・希少種の生息地や国立公園などの生物多様性の保全上重要な地域を中心に、マングースやグリーンアノ
23 ールなどの外来生物の防除事業を実施しました。
24 ・アライグマなど生息域が広域に拡大した外来生物については、防除手法などの検討やマニュアル作成を
25 行ったほか、地域生物多様性保全活動支援事業(委託)による特定外来生物防除実施計画の策定及び実
26 証の支援(平成24年度から平成26年度までに5件)、生物多様性保全推進支援事業(交付金)による
27 外来生物防除対策への支援(平成24年度から令和元年度までに50事業)などにより、地方公共団体等
28 が実施する防除に対する支援を行いました。
29 ・これらの取組の結果、奄美大島及び沖縄島やんばる地域では、捕獲努力量あたりのマングースの捕獲頭
30 数が減少傾向にあります。それぞれの防除実施計画に基づき、奄美大島においては令和4年度まで、沖
31 縄島やんばる地域においては令和8年度までに、マングースを完全排除することを目標としています。
32 特に奄美大島では平成30年4月以降はマングースが捕獲されないほど密度が低下しています(図 B-4-
33 ④, B-4-⑤)。その結果として、ヤンバルクイナについては、生息確認メッシュ数は横ばいですが(図
34 B-4-⑥)、生息数は増加傾向にあります。なお現在マングースの根絶確認に向けたモデルを開発・試算

1 中です。

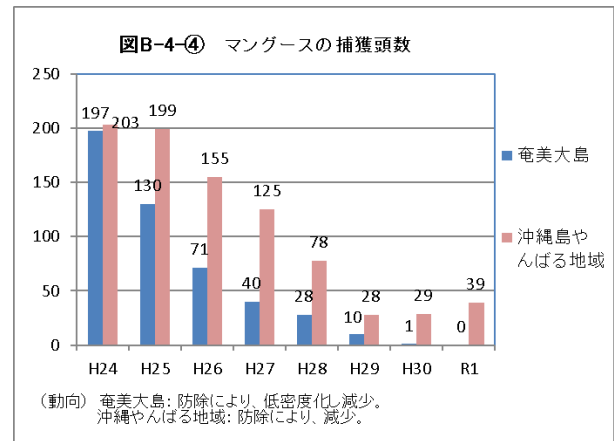
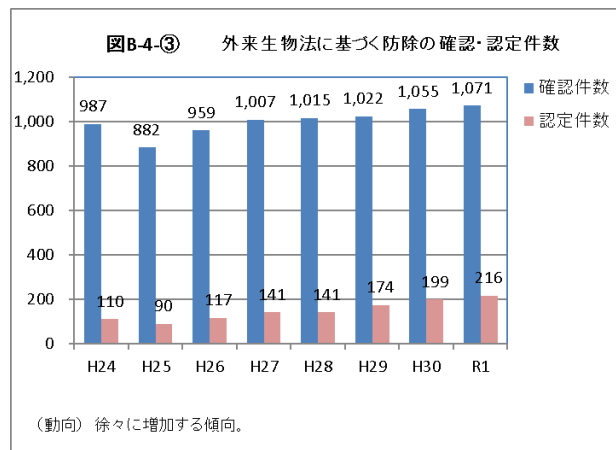
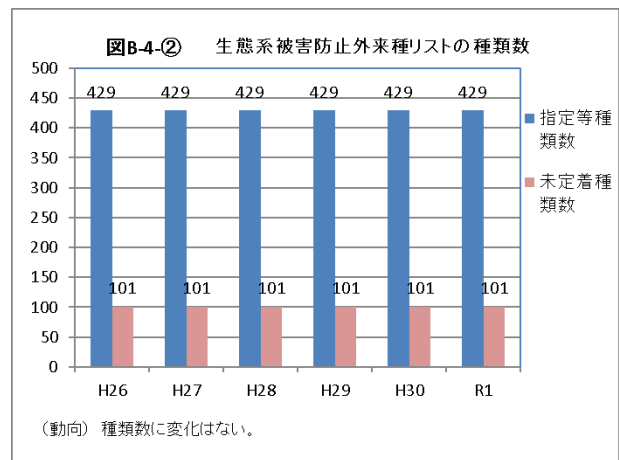
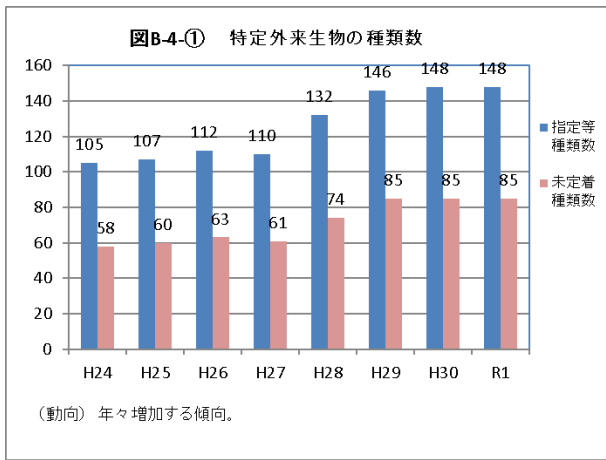
2 ・地方公共団体などへの支援制度については、令和元年度に生物多様性保全推進支援事業（交付金）に早期防除に資する計画策定を支援するメニューを追加しました。今後も内容の見直しを図りながら、引き

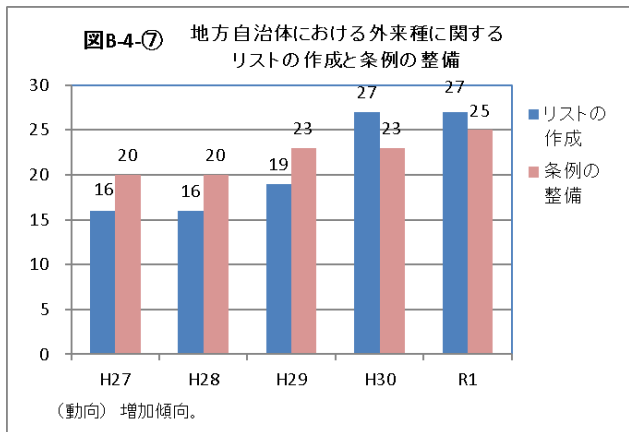
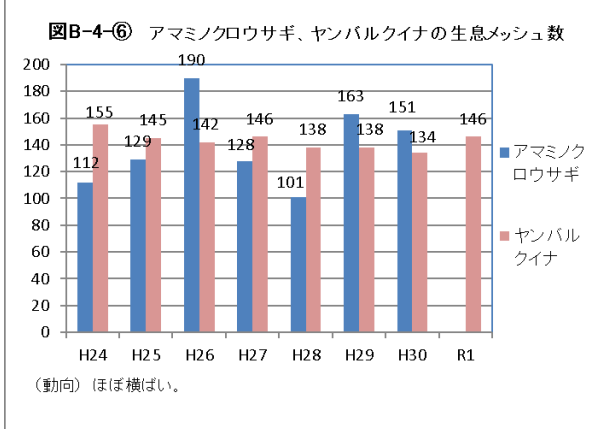
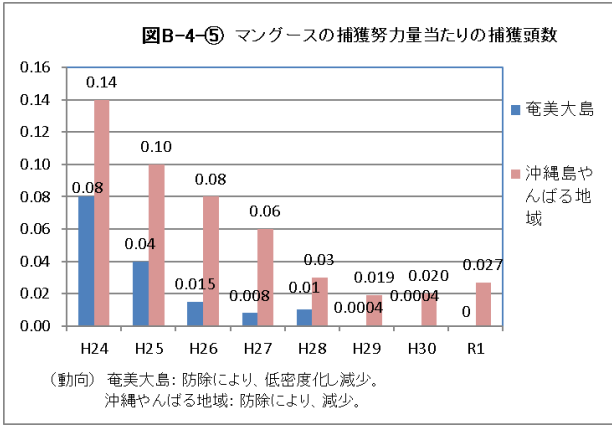
3 続き効果的な防除を進めていきます。
4
5 ・平成 29 年 6 月に国内で初めて確認されたヒアリについては、ヒアリ対策関係閣僚会議も踏まえ政府一
6 丸となって対応しています。全国の自治体の協力も得て、港湾周辺における徹底した調査と確実な防除、
7 物流関係事業者への周知、専用電話による情報収集や国民の不安解消等の施策を行い、国内での定着を
8 阻止するため取り組んでいます。

9

10 ④ 関連指標群

11





1
2

1 (5) 国別目標B-5

2015年までに、サンゴ礁、藻場、干潟、島嶼、亜高山・高山地域等の気候変動に脆弱な生態系の健全性と機能の維持のため、その生態系を悪化させる人為的圧力等の最小化に向けた取組を推進する。

2
3 国別目標の達成の評価

- 目標を達成した
- 目標に向けて進捗したが、達成しなかった
- 大きな変化なし
- 目標から遠ざかり、達成しなかった
- 不明

4
5
6 国別目標B-5の主要行動目標に対する具体的施策の取組状況と関連指標の動向等は以下のとおりで
7 す。

8 サンゴ礁については人為的圧力を整理し、優先的に取り組むべき課題を設定しました。また、高山植生やサ
9 ンゴ礁について、気候変動への適応の実装に向けた検討を進めています。「日本のサンゴ礁、藻場、干潟等に
10 ける各種指定区域の面積」は進捗が見られます。

11 具体的には、気候変動に脆弱なわが国の生態系のうち、サンゴ礁生態系については、平成22年度に策定した
12 「サンゴ礁生態系保全行動計画」を平成28年3月に改訂し、「サンゴ礁生態系保全行動計画2016-2020」を策
13 定しました。これに基づき、「陸域に由来する赤土等の土砂及び栄養塩等への対策の推進」「サンゴ礁生態系に
14 おける持続可能なツーリズムの推進」「地域の暮らしとサンゴ礁生態系のつながりの構築」を重点的に取り組
15 むべき課題とし、令和2年度末において「地域社会と結びついたサンゴ礁生態系保全の基盤が構築されること」
16 を目標に、モデル事業の実施やフォローアップワークショップの開催などにより、対策を推進しました。

17 また、平成28年夏季に、奄美群島から八重山諸島にかけての広い海域において、夏季の高水温が主な原因と
18 考えられる大規模なサンゴの白化現象が発生し、特に、日本最大のサンゴ礁海域である石西礁湖においては
19 90%以上のサンゴが白化し、その多くが死亡するなど、極めて深刻な状態となりました。これを受け、平成29
20 年4月にサンゴ大規模白化緊急対策会議を開催し「サンゴの大規模白化現象に関する緊急宣言」を取りまとめ、
21 これに基づき、関係者が連携して緊急対策を推進しています。

22 また、気候変動に対し脆弱性の高いサンゴ礁などの生態系を含む生物多様性分野において、平成27年7月
23 に「生物多様性分野における気候変動への適応の基本的考え方」を公表し、気候変動に伴う悪影響を低減（あ
24 るいはよい影響を最大化）するための考え方を整理しました。平成30年11月には「気候変動適応計画」を閣
25 議決定し、これらに基づいて適応策の検討をモデル的に試行しており、実装に向けた準備を進めています。

26 一方で、目標とする「人為的圧力等の生態学的許容値の設定」には至りませんでした。

27 このため、国別目標B-5については、「目標に向けて進捗したが、達成しなかった」と評価しました。

28
29 ① 主要行動目標B-5-1

2013年までに気候変動に脆弱なわが国のサンゴ礁、藻場、干潟、島嶼、亜高山・高山地域等の生態系に対する人為的圧力等を特定し、2015年までに人為的圧力等の生態学的許容値を設定し、生態学的許容値の達成のための取組を実施する。（環境省）

30 ・サンゴ礁については、平成22年度に策定した「サンゴ礁生態系保全行動計画」を平成28年3月に改訂

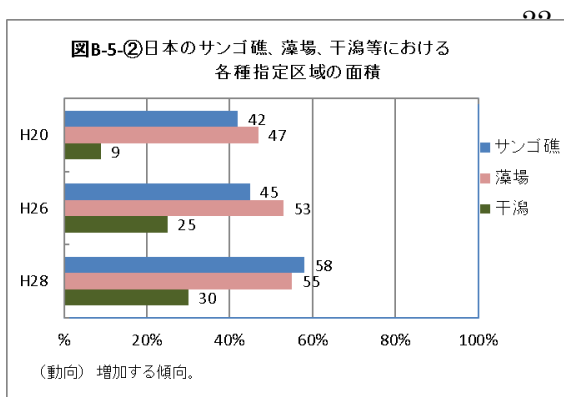
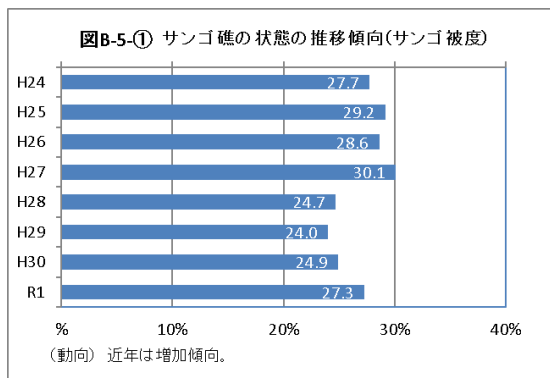
し、「サンゴ礁生態系保全行動計画 2016-2020」を策定しました

(<http://www.env.go.jp/nature/biodic/coralreefs/project/index.html>)。

これに基づき、「陸域に由来する赤土等の土砂及び栄養塩等への対策の推進」「サンゴ礁生態系における持続可能なツーリズムの推進」「地域の暮らしとサンゴ礁生態系のつながりの構築」を重点的に取り組むべき課題とし、令和2年度末において「地域社会と結びついたサンゴ礁生態系保全の基盤が構築されること」を目標に、モデル事業の実施やフォローアップワークショップの開催などにより、対策を推進しました。また、沖縄県の石西礁湖の自然再生協議会の陸域対策ワーキング・グループ等において、陸域からの負荷削減対策について検討が進められました。

- ・モニタリングサイト 1000 のサンゴ礁調査における、指定サイトのサンゴ被度の平均値は、平成 28 年に奄美群島から八重山諸島にかけての広い海域において発生した大規模なサンゴの白化現象に起因してやや低下しましたが、ここ数年は増加傾向に転じています (図 B-5-①)。日本のサンゴ礁、藻場、干潟等における各種指定区域 (国立公園等) の面積は、それぞれ増加傾向です (図 B-5-②)。
- ・気候変動による生物多様性への影響については、気候変動適応法に基づく評価を行っています。また、「生物多様性分野における気候変動への適応の基本的考え方」(平成 27 年 7 月公表) や「気候変動適応計画」(平成 30 年 11 月閣議決定) に基づき、サンゴ礁や高山地域における脆弱な生態系に関する気候変動への適応策の検討をモデル的に試行し、実装に向けた準備を進めています。さらに、令和元年度に「国立公園等の保護区における気候変動への適応策検討の手引き」を取りまとめました。このように、気候変動に脆弱な生態系に対する気候変動の影響評価や適応策の検討を進めていますが、サンゴ礁以外の脆弱な生態系に対する人為的圧力等の特定や、生態学的許容値の設定には至っていません。

② 関連指標群



31

32

33

1 **3. 戦略目標C関連**

(戦略目標C)

生態系を適切に保全・管理し、絶滅危惧種の絶滅及び減少を防止する。また、絶滅のおそれのある種の中で特に減少している種に対する保全状況の改善を達成・維持する。さらに、社会経済的、文化的に貴重な種を含む作物、家畜及びその野生近縁種の遺伝子の多様性を保全することにより、生物多様性の状況を改善する。

2

3 国立公園や国指定鳥獣保護区などの生物多様性の保全に寄与する地域の指定、国内希少野生動植物種の指
4 定や保護増殖事業の実施による絶滅危惧種の絶滅や減少の防止、農業生物資源ジーンバンク事業による農
5 業生物の遺伝資源の保全など、生物多様性の状況を改善するための取組が総合的に進められました。

6

7 (1) 国別目標C-1

2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域及び海域の10%を適切に保全・管理する。

8

9 国別目標の達成の評価

- 目標を達成した
- 目標に向けて進捗したが、達成しなかった
- 大きな変化なし
- 目標から遠ざかり、達成しなかった
- 不明

10

11

12 国別目標C-1の各主要行動目標に対する具体的施策の取組状況と関連指標の動向等は以下のとおり
13 です。

14 自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、国有林野の保護林及び緑の回廊など、法令等に基づき、生
15 物多様性の保全に寄与する地域の指定は進んでおり、陸域及び内陸水域は20.5%を保護・管理し目標を達
16 成しています。海洋保護区については、平成31年に自然環境保全法の改正により新たに創設された沖合
17 海底自然環境保全地域制度に基づいて海洋保護区の指定作業を進めており、令和2年中に10%を超える
18 見込みです。

19 このため、「目標を達成した」と評価しました。

20

21 ① 主要行動目標C-1-1

2014年または2015年初頭に予定されている愛知目標の中間評価までに、保全・管理の状況を把握するための手法とそのベースライン及び現状を整理する。(環境省、農林水産省)

22 ・平成26年(2014年)3月に、保全・管理の状況を把握するための手法とベースライン及び現状の整理
23 を行い、手法については、「陸域及び内陸水域」と「沿岸及び海域」に分けて対象としての「保護地域」
24 を定義しました。ベースラインについては、平成23年度当初としました。

25 ・陸域及び内陸水域については、自然公園(図C-1-①)、自然環境保全地域等(図C-1-②)、鳥獣保護区

1 (図 C-1-④、図 C-1-⑤)、生息地等保護区 (図 C-1-⑧)、保護林、緑の回廊 (図 C-1-⑦) 等により保全・
2 管理されている区域が該当し、ベースラインは面積約 76,800 km²、国土面積に対する割合は約 20.3%
3 と整理しました。

4 ・わが国の海洋保護区としては、自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、保護水面、共同漁業権区域、
5 指定海域、沿岸水産資源開発区域等が該当し、ベースラインは面積約 369,200km² (図 C-1-⑥)、領海
6 及び排他的経済水域に対する割合は約 8.3%と整理しました。

7 ・令和元年 (2019 年) 時点の現状は以下のとおりです。

8 <陸域及び内陸水域> 面積：約 77,300 km²、国土面積に対する割合：約 20.5%

9 <沿岸及び海域> 面積：約 369,200 km²、領海及び排他的経済水域に対する割合：約 8.3%

11 ② 主要行動目標 C-1-2

12 周辺地域との連続性も考慮して、生物多様性の保全に寄与する地域の指定について検討を進めるとと
13 もに、その適切な保全・管理を推進する。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)

14 ・自然公園法に基づく国立公園・国定公園については、平成 22 年 10 月に公表した国立・国定公園総点検
15 事業の結果を踏まえ検討や調整を進め、国定公園においては平成 28 年 3 月に京都丹波高原国定公園、
16 令和 2 年 3 月に中央アルプス国定公園の指定を行い、国立公園においては平成 28 年 4 月に西表石垣国
17 立公園区域を大規模に拡張したほか、平成 28 年 9 月にやんばる国立公園、平成 29 年 3 月に奄美群島
18 国立公園を指定しました。国立公園及び国定公園の総面積は着実に増加しています (図 C-1-①)。

19 ・自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域については区域拡張に向けた調
20 査及び現地関係者との調整を進め、平成 27 年 2 月に崎山湾自然環境保全地域の区域を拡張し、適切な
21 保全・管理のためのモニタリング等を実施しています。また平成 31 年 4 月に自然環境保全法を改正し、
22 沖合海底自然環境保全地域の制度を創設しました。自然環境保全法の改正により新たに創設された沖合
23 海底自然環境保全地域制度に基づいて海洋保護区の指定作業を進めており、令和 2 年中に、日本の海洋
24 保護区は 10%を超える見込みです。・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく国
25 指定鳥獣保護区については、涸沼、東よか干潟等の 5 ヶ所を新規に指定、大潟草原、円山川下流域等の
26 8 ヶ所の区域を拡張し、面積は平成 24 年度の 58.5 万 ha から令和元年度の 59.3 万 ha に増加しました
27 (図 C-1-④)。

28 ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区については、大岡アベ
29 サンショウウオ生息地保護区の区域を拡張したほか、適切な保全・管理のためのモニタリング等を実施
30 しました。

31 ・平成 23 年 8 月から平成 29 年 10 月までの間に、文化財保護法に基づく名勝のうち自然的なものを 21
32 件、同じく天然記念物を 39 件指定しているほか、地方公共団体等における管理のための計画の策定や
33 保存整備等に対する補助事業により支援を実施しました。

34 ・国有林野において、原生的な森林生態系や希少な野生生物が生息・生育している森林については、厳格
35 な保護・管理を行う「保護林」や野生生物の移動経路となる「緑の回廊」に設定し、森林や動物等のモ
36 ニタリング調査等を通じた適切な保全・管理に努めるとともに、植生の保全管理や区域の見直し等を実
37 施しました。なお保護林制度については、平成 27 年 9 月にその改正を行い、森林生態系や個体群の持
38 続性に着目した分かりやすく効果的な保護林区を導入し、これまで 7 種類であった保護林を 3 種類に再
39 編しました。保護林の面積は平成 24 年度の 915 千 ha から令和元年度の 978 千 ha に増加しています
(図 C-1-⑦)。

・都市域においては都市緑地法に基づく特別緑地保全地区や首都圏近郊緑地保全法に基づく近郊緑地特

1 別保全地区の指定を進めており、生物多様性の確保に資する緑地の指定とその適切な保全・管理を推進
2 しています。都市域における水と緑の空間確保量は着実に増加しています（図 C-1-③）。
3 ・海洋保護区は漁業資源の持続的利用に資する管理措置の一つであり、漁業者の自主的な管理によって、
4 生物多様性を保全しながら、資源を持続的に利用していくような海域も効果的な保護区となりうるとい
5 う基本認識の下、海洋保護区の必要性の浸透を図りつつ、海洋保護区の適切な設定と管理の充実を推進
6 しました。

7

8 ③ 主要行動目標 C-1-3

生態系ネットワークの計画手法や実現手法の検討を深め、さまざまな空間レベルにおける計画策定や
事業実施に向けた条件整備を進める。また、広域圏レベルにおける生態系ネットワークの方策を検討
し、その形成を推進する。（環境省、農林水産省、国土交通省）

- 9 ・地域における生態系ネットワークの要となる重要地域の保全・再生のために、地方公共団体等に対して、
10 自然再生推進法に基づく自然再生事業実施計画の策定や実証事業への支援（平成 29 年度に 3 件実施中）、
11 重要生物多様性地域対策への支援（平成 25 年度までに 21 件）等を実施しました。
12 ・森里川海の維持・再生を図りつつそこからの恵みを活用する経済社会（地域循環共生圏）の構築に向け
13 て、地方公共団体及び地方公共団体と連携して取組を行う民間団体や協議会等とともに、全国で実証事
14 業を実施しました。（「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクト
15
16 ・国有林野において、原生的な森林生態系等を保護する「保護林」や野生生物の移動経路となる「緑の回
17 廊」を設定し、継続的なモニタリング調査等を通じて状況を把握するとともに、溪流等と一体となった
18 森林の連続性を確保し、森林生態系ネットワークの形成に努めました。
19 ・平成 28 年 4 月に公表した「生物多様性の観点から重要度の高い海域」の抽出結果を踏まえ、海洋保護
20 区の適切な設定と管理の充実を推進しました。
21 ・サンゴ礁生態系保全行動計画 2016-2020 に基づき、モデル事業や情報共有等を通じて対策を推進しま
22 した。
23 ・都市においては、都市公園等の整備や特別緑保全地区等の指定等により緑地の保全・再生・創設・管理
24 を進めました。
25 ・河川においては、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境等の保全・創出を推進するととも
26 に、地域の多様な主体と連携した生態系ネットワーク形成の取組を進めました。また、特に重要な水系
27 における湿地の再生については、着実に増加しています（図 C-1-⑨）。

28

29 ④ 主要行動目標 C-1-4

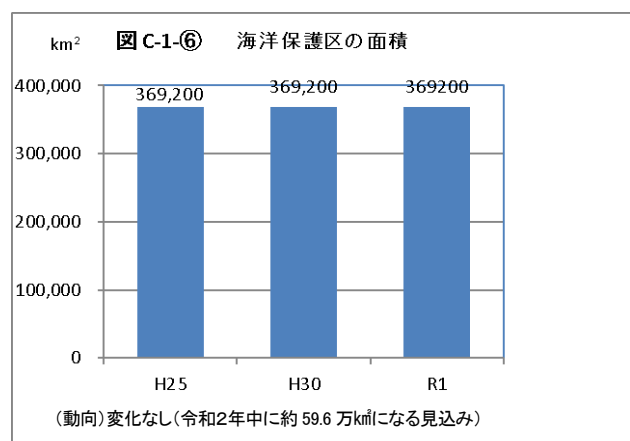
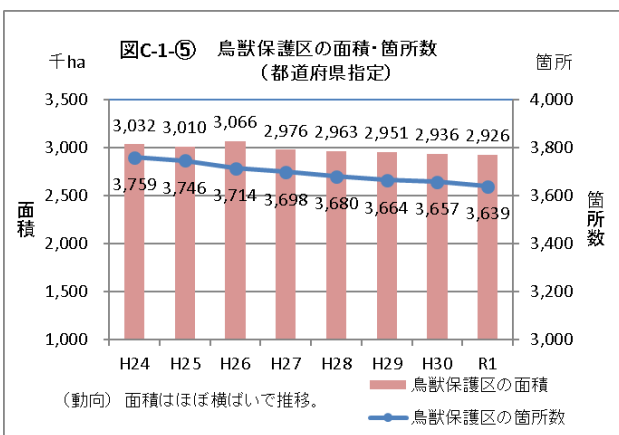
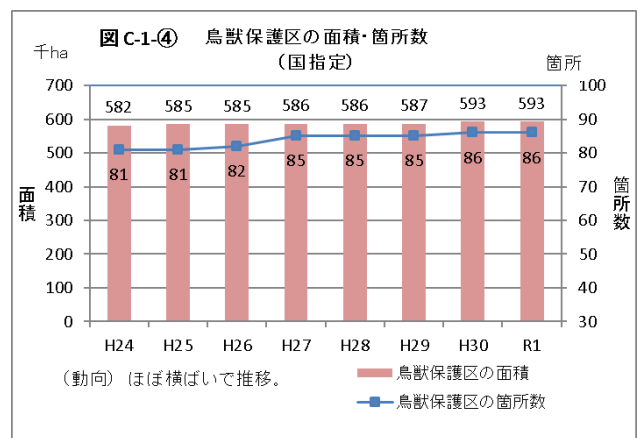
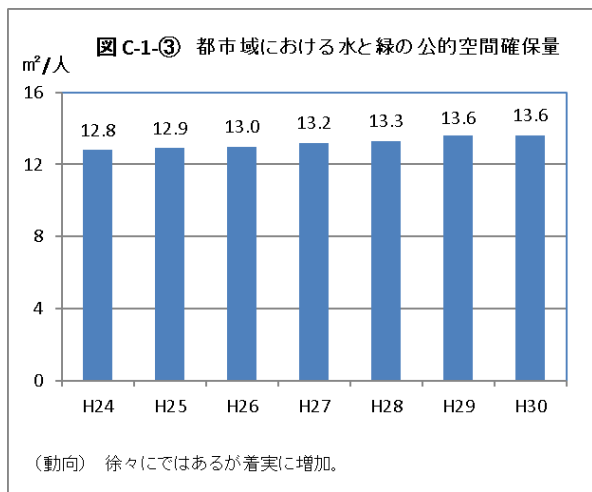
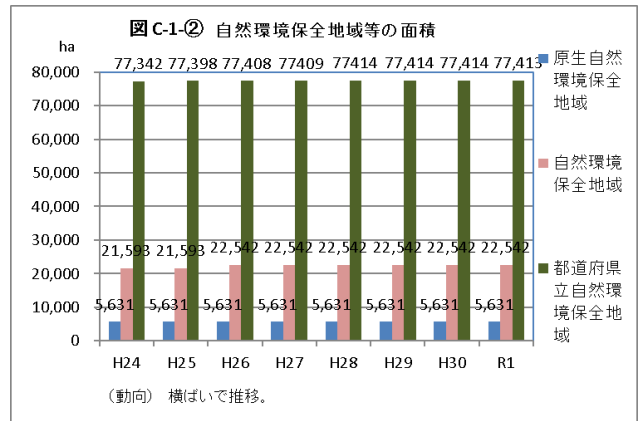
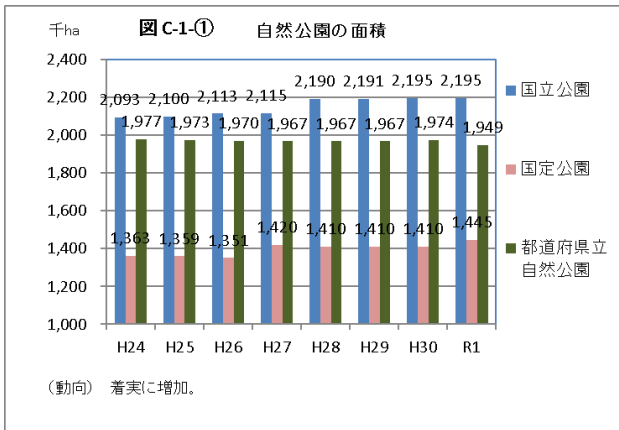
海洋保護区の充実及びネットワーク化の推進に資するため、2014 年までに野生生物の生息や繁殖に
とって重要な地域などに着目して生物多様性の観点から重要な地域を抽出するとともに、保全の必要
性及び方法を検討する。（環境省）

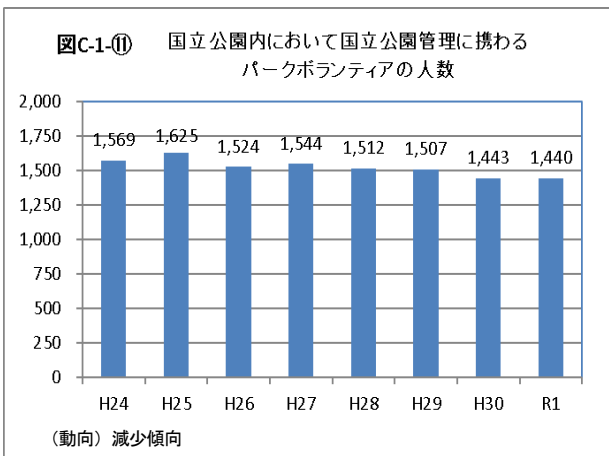
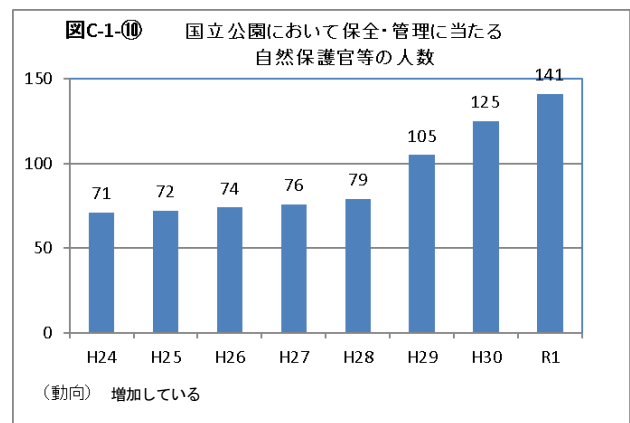
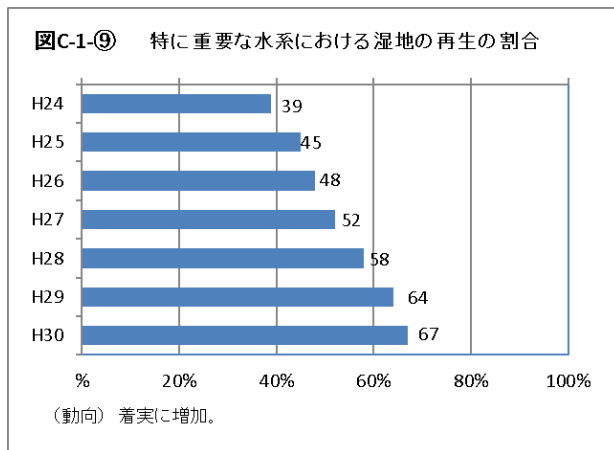
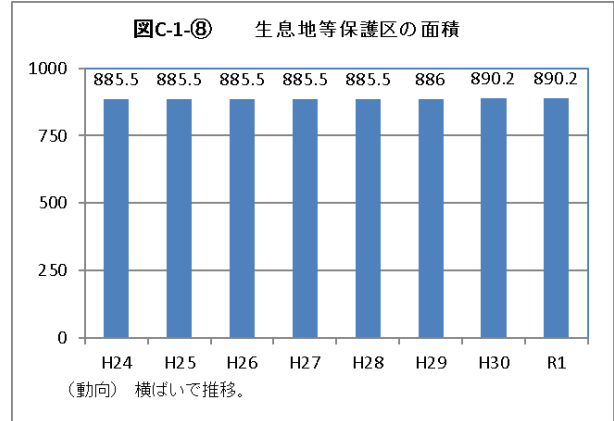
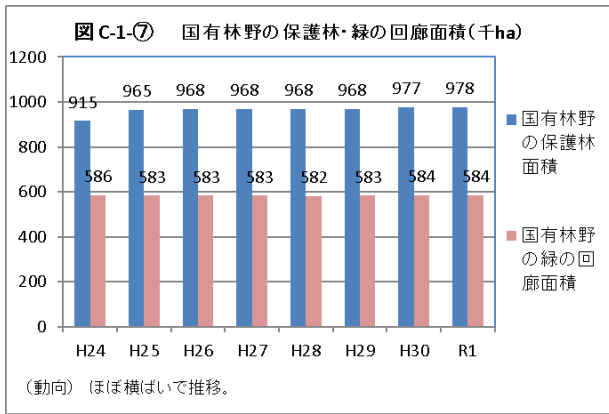
- 30 ・平成 23～25 年度に、生物多様性の観点から重要度の高い海域（重要海域）を抽出し、平成 28 年 4 月
31 に公表しました（<http://www.env.go.jp/nature/biodic/kaiyo-hozen/kaiiki/index.html>）。これを踏ま
32 え、海域の生態系の特性や社会的・経済的・文化的要因を考慮し、関係省庁が連携し、保護・管理目
33 的に合わせた制度を適切に活用して、海洋保護区の設定の推進と管理の充実に取り組んでいます。

34

1 ⑤ 関連指標群

2





1
2

1 (2) 国別目標C-2

2012年版環境省レッドリストにおける既知の絶滅危惧種において、その減少を防止するとともに、新たな絶滅種(EX)となる種(長期に発見されていない種について50年以上の経過等により判定されるものを除く)が生じない状況が維持され、2020年までに、最も絶滅のおそれのある種である絶滅危惧IA類(CR)または絶滅危惧I類(CR+EN)については、積極的な種の保全や生物多様性の保全に配慮した持続可能な農林水産業の推進による生息・生育基盤の整備などの取組によりランクが下がる種が2012年版環境省レッドリストと比べ増加する。また、2020年までに、社会経済的、文化的に貴重な種を含む作物、家畜及びその野生近縁種の遺伝子の多様性が維持される。

2

3 国別目標の達成の評価

- 目標を達成した
- 目標に向けて進捗したが、達成しなかった
- 大きな変化なし
- 目標から遠ざかり、達成しなかった
- 不明

4

5 国別目標C-2の各主要行動目標に対する具体的施策の取組状況と関連指標の動向等は以下のとおり
6 です。

7 生息域外保全が実施されている種数(脊椎動物、昆虫、軟体動物、維管束植物)や希少野生動植物種の
8 指定数など関連指標群の多くに進捗が認められており、新たな絶滅種(長期に発見されていない種につ
9 いて50年以上の経過や信頼できる調査等により判定されるものを除く)は生じない状況が維持され、レ
10 ッドリストのランクが下がる種もありました。また、分類群ごとの生息域外保全の取組により、トキやコウ
11 ノトリは野生下の個体数が増加するなど成果が見られ、植物遺伝資源の保全のための取組も行われていま
12 す。

13 レッドリストについては、平成24年度に第4次レッドリストを公表してから、令和元年度までに5度
14 の見直しを行いました。絶滅危惧種の数自体は増加したものの、これまで科学的知見の不足により評価で
15 きなかつたものが新たに評価できるようになった種も多いことから、よりの確に実態を把握し反映できて
16 きていると言えます。さらに、平成29年3月には海洋生物を対象とした初めてのレッドリストを作成し、
17 56種が絶滅危惧種として評価されました。国内希少野生動植物の指定については、平成26年4月に環境
18 省が策定した「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」に基づき、令和2年までに300種の追加指定
19 を目標として、着実に指定種数を増やしています。また、保護増殖事業計画については、平成28年5月
20 に小笠原陸産貝類14種、平成29年10月にツシマウラボシシジミの計画が新たに策定されました。

21 一方で、「絶滅のおそれのある種数の割合」や「生息地保護区のヵ所数」など、ほぼ横ばいで大きな改
22 善が見られない指標も一部あります。

23 このため、国別目標C-2については「目標に向けて進捗したが、達成しなかった」と評価しました。

24

1 ① 主要行動目標C-2-1

2020年までに、絶滅危惧種の保全の推進に不可欠な知見（絶滅危惧種の生息・生育の現状や減少要因、保全状況、保全手法・技術等）の集積と各主体間の情報共有及び活用の体制整備を推進するとともに、絶滅危惧種の状況を的確に反映したレッドリストの整備と定期的な見直しを行う。（環境省）

- 2 • 全面的な改訂を行った「第4次レッドリスト」を平成24年度に公表し、さらに平成27年度以降、最新
3 知見によりカテゴリーの再評価が必要な種がある場合には、時期を定めず必要に応じて個別に見直すこ
4 ととし、令和元年度までに5度の改訂版レッドリストの公表を行いました。
- 5 • 現在、第5次レッドリストの公表に向けた全面改訂の検討も進めています。改訂に向け、種の絶滅の危
6 険度を的確に評価するため、全ての分類群において定量的評価を採用し、現地調査の充実を含めて科学
7 的知見の蓄積を促進します。
- 8 • これまで評価の対象としていなかった海洋生物について、平成24年度から絶滅の危険性を評価するた
9 めの基本方針等を検討し、平成29年3月に初めて海洋生物レッドリストを公表し56種が絶滅危惧種
10 として評価されました。
- 11 http://www.env.go.jp/nature/kisho/hozen/redlist/kaiyo_redlist_all.pdf
12 <https://www.jfa.maff.go.jp/j/sigen/attach/pdf/20170321redlist-15.pdf>
13
- 14 • 令和元年度から環境省版海洋生物レッドリストと環境省レッドリスト（陸域のレッドリスト）の評価体
15 制を統合し、令和2年3月に水産庁と連携して海域の生物も含めた「レッドリスト作成の手引」を作成
16 しました。第5次レッドリストは、本手引に基づき、海洋生物も含めて改訂作業を進める予定です。
- 17 • レッドリストにおいて、絶滅のおそれのある種数の割合は、脊椎動物、昆虫、維管束植物の各分類群と
18 もほぼ横ばいですが（図C-2-①）、平成24年度以降、令和元年度までにランクが下がった（絶滅の危険
19 性が低下した）種は11種あり（図C-2-②）、そのうち絶滅危惧IA類（CR）または絶滅危惧I類（CR
20 +EN）については計2種のランクが下がりました。

21
22 ② 主要行動目標C-2-2

2020年までに、特に絶滅のおそれが高い種であり規制による対策効果が高いと考えられる種から優先順位をつけて、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の指定を着実に推進する。同法に基づく保護増殖事業計画の策定等を通じて保護増殖の取組を推進するとともに、それぞれの種や分類群の特徴に応じた保全手法・技術の改善を図る。（環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省）

- 23 • 平成26年4月に、絶滅危惧種の保全を全国的に推進するための基本的な考え方と早急に取り組むべき
24 施策を示した「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」を策定しました。当該戦略に基づく優先順
25 位付け等を踏まえ、令和2年までに国内希少野生動植物種を300種追加指定することを目標とし、指定
26 を推進しました。平成26年度には41種、平成27年度には45種、平成28年度には33種、平成29年
27 度には52種、平成30年度には34種、令和元年度には63種を追加指定し、合計268種を指定しまし
28 ました。国内希少野生動植物種の総数は令和元年度末時点で356種となっています（図C-2-④）。
- 29 • 平成28年5月に小笠原陸産貝類14種、さらに平成29年10月にツシマウラボシシジミについて新た
30 に保護増殖事業計画を策定し、令和元年度末時点で、64種の国内希少野生動植物種について51の保護
31 増殖事業計画を策定しています（図C-2-⑥）。
- 32 • 希少野生動植物種専門家科学委員会にて、保護増殖事業の終了等に向けた検討を実施しました。また、
33 生息域外保全を進める種においては、動植物園等と連携して、飼育繁殖技術の確立に向けた取組等を進

1 めています。動植物園等の公的機能の明確化と社会的な認知度の向上等をはかるため、平成 30 年から
2 開始された動植物園等の認定制度により、令和 2 年 2 月末時点で 6 園館を希少種保全動植物園等に認定
3 しました。さらに、平成 29 年の法改正で創設された種指定制度に基づき、二次的自然に生息・生育す
4 る絶滅危惧種であるトウキョウサンショウウオ、カワバタモロコ、タガメの 3 種を「特定第二種国内希
5 少野生動植物種」に指定しました（令和 2 年 2 月指定）。

- 6 ・アホウドリは、1890～1900 年代に羽毛採取のため大量に捕獲され、1949 年の調査で絶滅の可能性が高
7 いとの報告がされましたが、1951 年に約 10 羽が伊豆諸島鳥島で発見され、その後、保全の取組を進め
8 てきました。平成 5 年には種の保存法に基づく保護増殖事業計画を策定し、鳥島における繁殖地の整備
9 や新たな繁殖地の形成事業などを実施してきました。令和元年度の鳥島における個体数は 5,000 羽以上
10 と推定されており、これらの保全の取組により生息状況が回復したと考えられます。なお、鳥島は活火
11 山であり、噴火による繁殖地の消失の可能性があることから、平成 20～24 年度に鳥島から小笠原諸島
12 聳島にヒナを移送し、繁殖地を分散させる事業を実施し、平成 28 年 5 月には聳島におけるヒナの巣立
13 ちを初めて確認しました。
- 14 ・小笠原諸島の固有亜種であるアカガシラカラスバトの個体数は過去数十羽にまで減少したとされます
15 が、森林域におけるノネコ排除、サンクチュアリの設定、餌木の増殖等の関係機関と連携した各種取組
16 により、個体数は回復傾向にあります。
- 17 ・国有林野においては、生息・生育している国内希少野生動植物種の巡視や生息・生育環境の維持・整備
18 等の事業を実施するなど、保護増殖の取組を推進しました。
- 19 ・生物多様性保全推進支援事業（交付金）により、平成 24 年度から令和元年度までに国内希少野生動植
20 物種の保全等に係る 63 事業の実施を支援しました。
- 21 ・生息地等保護区の数・面積は横ばいです（図 C-2-⑤）。

22 ③ 主要行動目標 C-2-3

23 絶滅危惧種の絶滅及び減少の防止のため、地域での合意形成を図りつつ、生息・生育環境の整備を推
24 進する。（農林水産省）

- 25 ・国有林野において、生物多様性保全を含めた森林の多面的機能が十分発揮されるよう、様々な育成段階
26 や樹種からなる森林のモザイク的配置への誘導、計画的な間伐を実施するなど多様な森林の整備・保全
27 を行っています。また、保護を重視すべき絶滅危惧種の生息・生育状況の把握や生息・生育環境の維持、
28 整備などを推進しました。

29 ④ 主要行動目標 C-2-4

30 2020 年までに、トキ、ツシマヤマネコ等の絶滅の危険性が極めて高く生息域内における保全の取組
31 のみでは種の存続が困難と考えられる種については、生息域外における保全にも取り組み、それによ
32 り飼育下で繁殖した個体の野生復帰を推進しながら、生態系の回復や地域社会の活性化を図る。（環
33 境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省）

- 34 ・トキについては、新潟県佐渡島における生息環境の整備を進め、飼育下繁殖個体の放鳥を行った結果、
35 野生下における自然繁殖による雛も誕生し、令和元年 12 月末時点で野生下の個体は推定 424 羽にまで
増加しています（図 C-2-⑦）。また、環境省レッドリスト 2019 において、野生絶滅（EW）から絶滅危
惧種 IA 類（CR）に見直しを行いました。
- ・コウノトリについては、兵庫県において、平成 17 年度に野生復帰を開始し、野生下の個体数は順調に

- 1 増加しており、令和2年3月末時点で176羽が野生下で生息しています（図C-2-⑦）。
- 2 ・ツシマヤマネコについては、日本各地の動物園9施設の協力を得て飼育個体の分散飼育と繁殖に取り組
- 3 みました。飼育下繁殖技術の向上・確立のための取組を促進するとともに、長崎県対馬において飼育下
- 4 繁殖個体の野生復帰の技術確立に向けた取組を進めました（図C-2-⑦）。
- 5 ・脊椎動物、昆虫、維管束植物の生息域外保全が実施されている種数は増加傾向にあります（図C-2-③）。
- 6
- 7 ⑤ 主要行動目標C-2-5

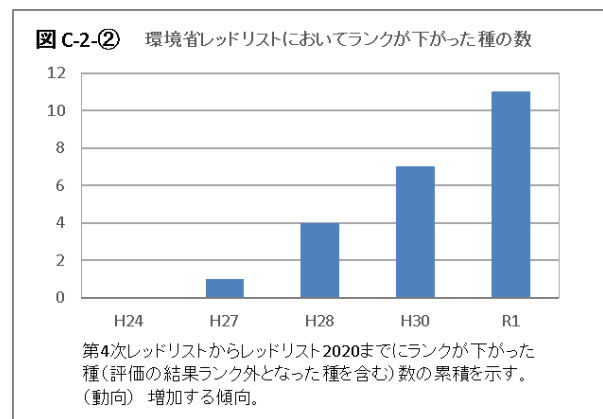
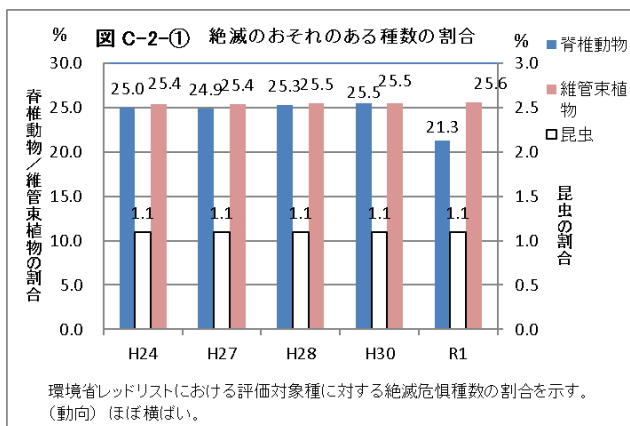
作物の遺伝資源については、国内における貴重な遺伝資源の消滅を防ぐため、植物遺伝資源の保全について、連携、補完する保全ネットワークを構築するとともに、災害等に備えた体系的なセーフティバックアップ体制の整備を検討する。また、家畜の遺伝資源については、和牛や地鶏、在来馬などのわが国固有の品種を中心に、遺伝的特長を有する多様な育種資源の確保・利用を推進する。（農林水産省）

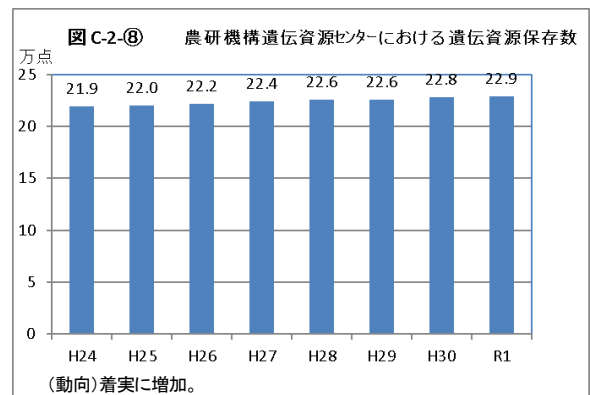
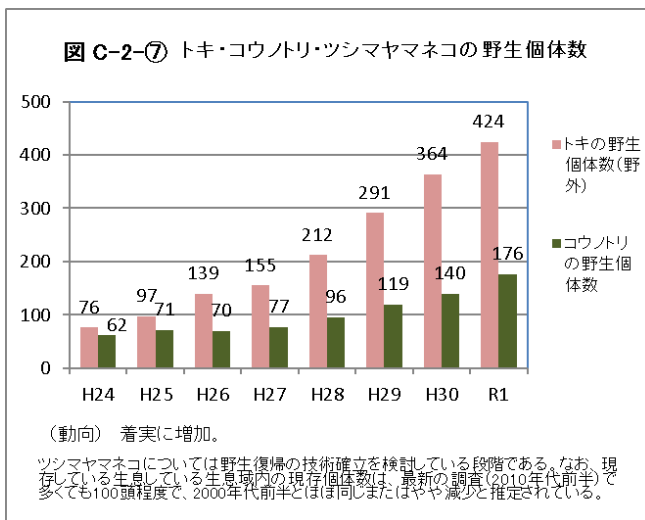
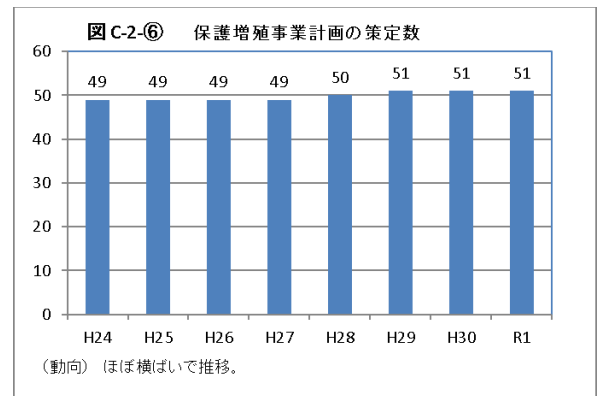
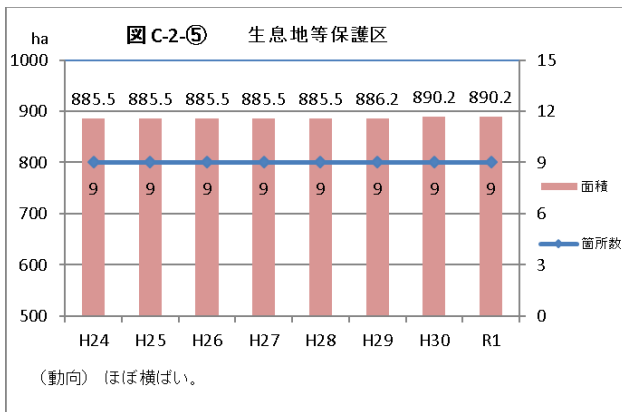
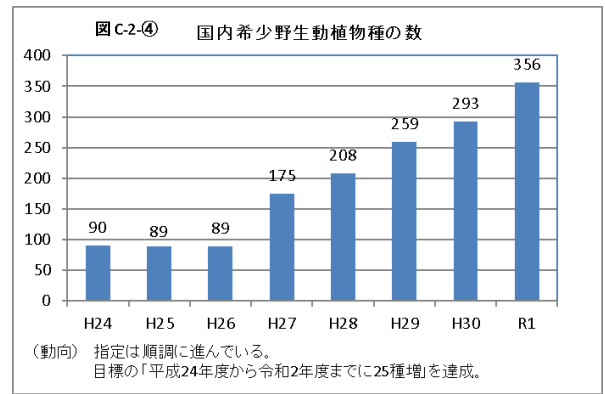
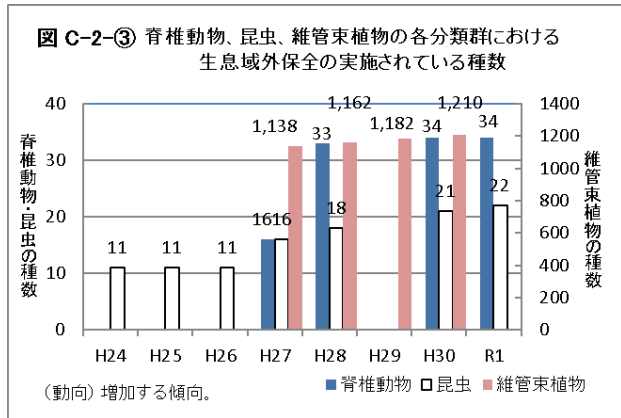
- 8 ・農業生物資源ジーンバンク事業において、広範な遺伝資源（動植物、微生物など）の収集、特性評価、
- 9 保存及び配布を複数の機関で連携して行っています。農業・食品産業技術総合研究機構 遺伝資源セン
- 10 ターにおける遺伝資源保存数は、平成24年度の21.9万点から令和元年度は22.9万点に増加しました
- 11 （図C-2-⑧）。特に植物遺伝資源については、災害等に備えた体系的なセーフティバックアップ体制の
- 12 整備を進めました。
- 13 ・バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議
- 14 定書（以下「補足議定書」という）を我が国で実施するため、平成29年4月に、カルタヘナ法の一部
- 15 を改正する法律が公布されました。同補足議定書は平成30年3月に発効し、これに合わせて改正カル
- 16 タヘナ法が施行されました。

17

18 ⑥ 関連指標群

19





1
2
3
4

1 系サービスの多くは過去と比較して減少または横ばいである」と評価しており、長期的な傾向として生態
2 系サービスから得られる恩恵が強化されているとは言えません。

3 このため、国別目標D-1については、「目標に向けて進捗したが、達成しなかった」と評価しました。

4

5 ① 主要行動目標D-1-1

持続的な森林経営を確立し、多様で健全な森林の整備・保全を推進することで、水源涵養等の多面的
機能の発揮を図る。(農林水産省)

6 ・間伐等の森林施業とこれと一体となった路網の整備を支援するとともに、森林の公益的機能の発揮が特
7 に求められる保安林の指定や適切な保全・管理等の推進により、森林の有する水源涵養等の多面的機能
8 の発揮を図っています。保安林の面積は増加傾向にあり、令和元年度末時点で1,223万haです(図D-
9 1-①)。

10 ・森林計画制度のもと、持続的な森林経営により、長期にわたり生態系の保全を含む多面的機能の発揮を
11 図っています。森林計画対象面積は25百万haを維持しています(図D-1-⑤)。

12

13 ② 主要行動目標D-1-2

農業の持続的な営みを通じて、農村環境の保全・利用と地域資源活用を図る。(農林水産省)

14 ・地域共同による水路の草刈り、泥上げなどの農地・水路等の資源の日常管理や生態系保全などの農村環
15 境の向上のための活動等が実施されました。活動参加者は年々増加しており、令和元年度には、268万
16 人・団体の参加がありました(図D-1-②)。

17

18 ③ 主要行動目標D-1-3

生物多様性及び生態系サービスと人間の福利の向上を図る取組である SATOYAMA イニシアティブ
を国内外において推進する。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)

19 ・COP10において発足した「SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ(IPS)」
20 (<https://satoyama-initiative.org/ja/about/>)の活動を支援するとともに、その運営に参加しました。参
21 加団体は、発足当初の51団体から令和2年3月には21カ国の政府機関を含む71の国・地域の合計
22 258団体に増加し、これまで約40の国や地域において約450件のプロジェクトを実施しています。
23 個々の団体の強みを互いに活かし、里山・里海のような環境の維持・再構築を目的とした2団体以上
24 による協力活動は、令和元年には48件に増加しました(図D-1-③)。

25 ・平成25年9月に、同イニシアティブの理念の下、国内関係団体の連携を促進するために「SATOYAMA
26 イニシアティブ推進ネットワーク」が、101団体の参加を得て設立されました。

27 ・国内における里地里山の保全活用に向けて、平成22年度に策定した「里地里山保全活用行動計画」に
28 基づき、技術研修会の開催、先進的事例に関する情報共有、保全対象地域の選定方法や保全管理の手引
29 き書などの技術的支援を実施しました。

30 ・平成27年度に、さまざまな命を育む豊かな里地里山を、次世代に残していくべき自然環境の一つであ
31 ると位置づけ、「生物多様性保全上重要な里地里山(略称「重要里地里山」)(500カ所)を選定すると
32 ともに公表しました(<https://www.env.go.jp/nature/satoyama/jyuuyousatoyama.html>)。多様な主体に
33 による保全活用の実効性を高めるための取組の促進・拡大、地域における農産物のブランド化や観光資源
34 等への活用を推進しています。

35

1 ④ 主要行動目標D-1-4

東日本大震災からの復興に向け、森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域のくらしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興プロジェクトを推進し、2013年までに三陸復興国立公園を指定し、その後段階的に既存の自然公園の国立公園への再編成を推進する。また、生物多様性の保全にも配慮した「『みどりのきづな』再生プロジェクト」による海岸防災林の復旧・再生を推進する。
(環境省、農林水産省)

- 2 ・平成25年5月に三陸復興国立公園を創設、平成27年3月には、南三陸金華山国定公園を同公園に編
3 入しました。同公園を核として、みちのく潮風トレイル(東北太平洋岸自然歩道)の設定(令和元年6
4 月全線開通)や、復興エコツーリズムの推進、自然環境のモニタリングの実施など、グリーン復興プロ
5 ジェクトを着実に実施しました。
6 ・また、東日本大震災の津波により被災し、復旧を要する約164kmの海岸防災林のうち、令和元年度末
7 までにすべてのカ所で復旧・再生に着手しており、うち約136kmが完了しました。令和2年度末まで
8 に福島県の原子力災害被災地域の一部(約7km)を除く、すべてのカ所で復旧が完了する予定です。

9

10 ⑤ 主要行動目標D-1-5

自然と共生しつつ、人の手を適切に加えることにより里海づくりの取組を実施する。(環境省)

- 11 ・人が関わってより良い海を作り、豊かな恵みを得る「里海」づくりの考え方を取り入れた沿岸域の水環
12 境の保全・再生等に関する取組を促進するため、里海づくりに係る手引書や全国の活動状況等の情報に
13 ついて、ウェブサイト「里海ネット」で提供しています。
14 (<https://www.env.go.jp/water/heisa/satoumi/>) 里海づくりの取組カ所数は、平成22年度の121件から
15 平成30年度の291件に増加しました(図D-1-④)。
16 ・平成28年末に、海辺の再生・創出に関する良好な取組を抽出し、定量的評価や実施にあたってのポイ
17 ントを取りまとめました。
18 ・平成24年度に岩手県宮古湾を対象に、アマモ場の再生を中心とした「宮古湾里海復興プラン」を策定
19 しており、平成25年度は、里海復興のノウハウ等を取りまとめた「里海復興プラン策定の手引き」を
20 策定しました。

21

22 ⑥ 主要行動目標D-1-6

生物圏保存地域(ユネスコエコパーク)の仕組みを活用する新たな施策の展開などの検討を進める。
(文部科学省、農林水産省、環境省)

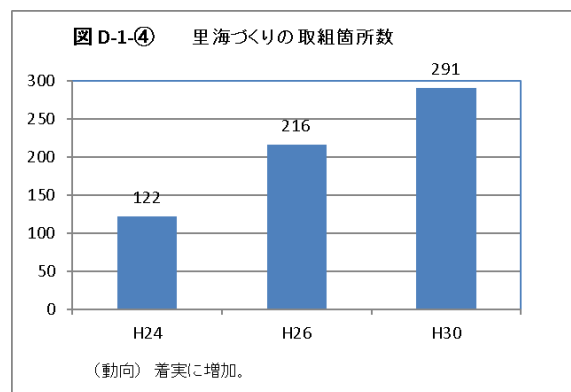
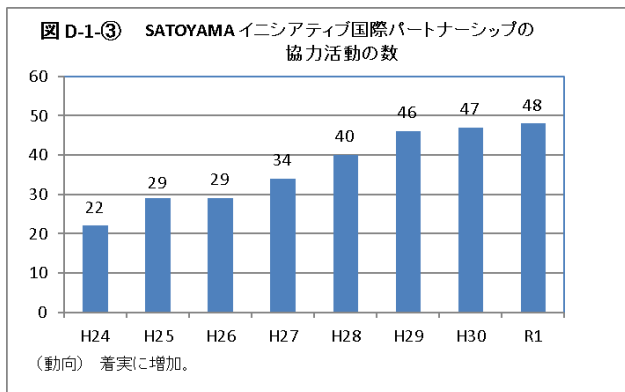
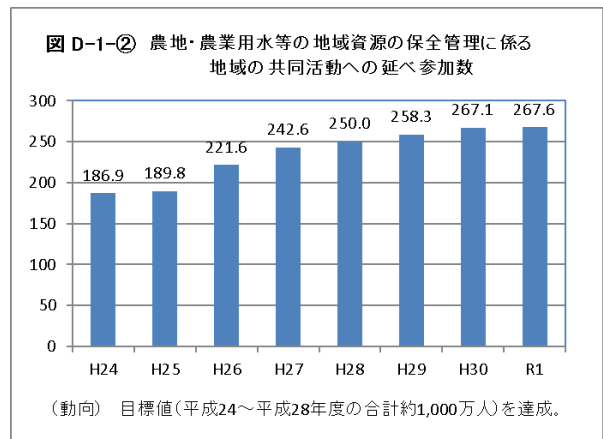
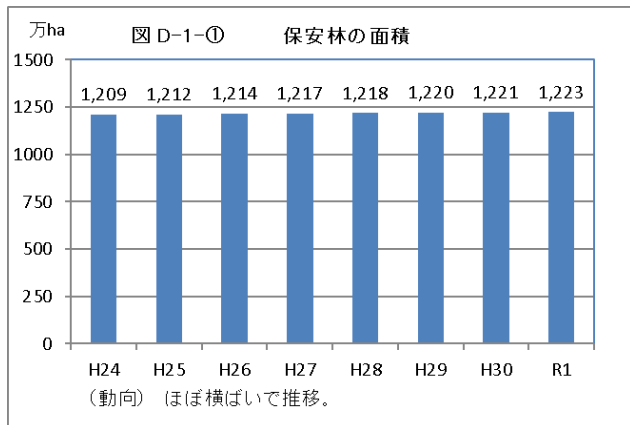
- 23 ・我が国の生物圏保存地域(ユネスコエコパーク)は、日本ユネスコ国内委員会MAB計画分科会が中心
24 となり、関係省庁等の関係者と連携を図りながら、平成24年度以降令和2年3月までに6件が新規登
25 録、4件が拡張登録され、合計10件となりました(「志賀高原」、「白山」、「大台ヶ原・大峯山・大杉谷」、
26 「屋久島・ロ永良部島」、「綾」、「只見」、「南アルプス」、「祖母・傾・大崩」、「みなかみ」、「甲武信」)。
27 ・ユネスコエコパークの保護担保措置となる国立公園の適切な保護管理を通じて、核心地域を中心に生物
28 多様性の保全を図りました。
29 ・ESD(持続可能な開発のための教育)の実践の場としてユネスコエコパークの活用を推進し、登録地域
30 のユネスコスクール(ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、平和や国際連携を实践
31 する学校)などにおいて、地域の生物多様性の保全と持続可能な地域づくりに関する学びを通じた次世

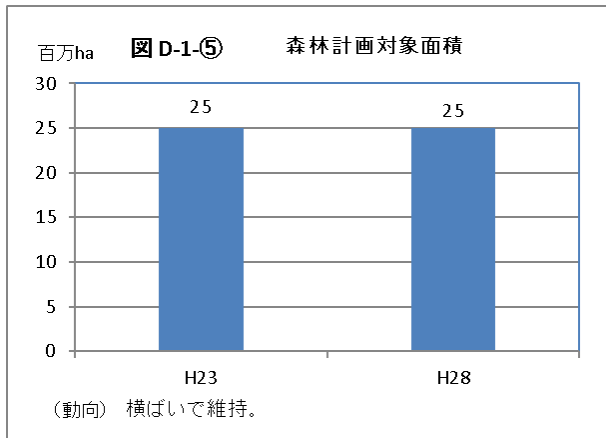
- 1 代育成の取組を進めました。え
- 2 ・生態系の保全と持続可能な利活用の調和を図るため、ユネスコエコパーク関係者、関係省庁や自治体、
- 3 NPO 団体等が連携するとともに、照葉樹林の保護・復元を目指す取組を始めとする自然と人間の共存
- 4 に配慮した地域振興策等を講じるよう支援しました。
- 5 ・平成 27 年 8 月に第 14 回生物圏保存地域東アジア・ネットワーク会合を日本に招致したほか、平成 28
- 6 年 5 月に生物文化多様性の保全に関する国際シンポジウムの開催を支援するなど、国際的なネットワー
- 7 クの形成や知見の共有を推進する取組を進めました。
- 8 ・平成 27 年 10 月に登録地域等で構成される日本ユネスコエコパークネットワーク（JBRN）が発足し、
- 9 民間財団との連携等を通してユネスコエコパークについての普及啓発を進めました。
- 10 ・ユネスコエコパークにおける生態系サービスに関連する取組として、エコツアーガイドの育成及び認定
- 11 制度、地域の伝統工芸品や生物文化に関する産品を伝承産品としてブランド化、有機農産物認証制度な
- 12 どが実施されました。

13

14 ⑦ 関連指標の動向

15





1
2
3

(2) 国別目標D-2

2020年までに、劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を含む生態系の保全と回復を通じ、生態系の回復能力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され、それが気候変動の緩和と適応に貢献する。

4
5

国別目標の達成の評価

- 目標を達成した
- 目標に向けて進捗したが、達成しなかった
- 大きな変化なし
- 目標から遠ざかり、達成しなかった
- 不明

6
7

国別目標D-2の達成の各主要行動目標に対する具体的施策の取組状況と関連指標の動向等は以下のとおりです。

自然生態系の保全・再生等の取組や森林吸収源対策を着実に実施しています。

具体的には、自然再生推進法に基づく自然再生事業や国立公園内の自然再生事業については継続的な取組が進められており、また、干潟の再生割合については概ね増加しています。また、森林の整備や都市緑化等の推進により、温室効果ガスの吸収・貯留量を確保しています。

一方で、平成28年3月に公表した「生物多様性及び生態系サービスの総合評価(JBO3)」では、「開発・改変の影響力は非常に強く、長期的には大きいまま推移している」と評価しています。

このため、国別行動目標D-2については、「目標に向けて進捗したが達成しなかった」と評価しました。

14
15
16
17
18

① 主要行動目標D-2-1

2014年または2015年初頭に予定されている愛知目標の中間評価までに、生態系の保全と回復の状況を把握するための手法及び基準値となるベースラインを確立し、現状を整理する。(環境省、農林水産省)

生態系の保全と回復の状況を把握するための手法として、森林面積の推移により生態系の保全の状況に

1 ついて把握するとともに、藻場・干潟の面積及び河川、湖沼、海域、閉鎖性海域における水質の環境基準
2 達成度を利用して生態系の保全と回復の状況を把握することとしました。ベースラインと現状は以下のと
3 おりです。

4 <森林面積>

- 5 ・ベースライン〔平成 19 (2007) 年〕：2,510 万 ha
- 6 ・平成 24 年：2,508 万 ha
- 7 ・現状 平成 29 年：2,505 万 ha 現状は大きな変動なく安定して推移

8 <藻場・干潟の面積>

- 9 ・ベースライン〔平成 53 (1978) 年頃〕：約 263 千 ha
- 10 ・平成元年～4 年：約 253 千 ha、
- 11 ・平成 7～8 年：約 192 千 ha

12 ※平成 9 年以降の調査は未実施

13

14 <水質の環境基準達成度>

- 15 1. 河川 BOD ベースライン (1970 年代)：56.8%
16 平成 23～27 年平均は 93.6%、平成 26～30 年平均は 94.7%
 - 17 2. 湖沼の全窒素・全磷 ベースライン (1980 年代)：40.5%
18 平成 23～27 年平均は 51.1%、平成 26～30 年平均は 49.6%
 - 19 3. 海域の全窒素・全磷 ベースライン (1990 年代)：55.1%
20 平成 23～27 年平均は 86.7%、平成 26～30 年平均は 89.8%
- 21 水質の環境基準達成度については、1980 年代あるいは 1990 年代と比較して回復している

22

23

24 ② 主要行動目標 D-2-2

生態系の保全と回復対策を推進し、これにより気候変動の緩和と適応に貢献する対策を推進する。
(環境省、農林水産省、国土交通)

- 25 ・平成 31 年 3 月時点で、自然再生推進法に基づく自然再生の取組は 26 カ所、約 48 万 ha (図 D-2-①)、
26 国立公園内の自然再生事業は、6 カ所約 35 万 ha に上っており (図 D-2-②)、森林、湿原、草原、サン
27 ゴ礁など様々な生態系を対象とし全国で実施されている自然再生の取組を支援しました。都道府県によ
28 る自然再生の取組に対しても支援を行っています (平成 29 年度に 5 地域)。これらの取組により、生物
29 の移動経路の確保など、気候変動への適応に資する効果が期待されます。
- 30 ・森林の整備等の推進により吸収源対策を行うとともに、海洋生物における炭素固定については、日本全
31 国の藻場による炭素吸収量、また藻場のうち瀬戸内海のアマモ場については炭素の長期固定能に関する
32 調査研究に取り組みました。
- 33 ・ブルーカーボン生態系による CO₂ 吸収量の計測・推計に向けた検討を行うとともに、浚渫土砂や鉄鋼
34 スラグを活用した CO₂ 吸収源となる藻場等の造成を実施しました。
- 35 ・アジア太平洋地球変動研究ネットワークを通じて、地域における共通の課題に関する共同研究や若手研
36 究者のための能力強化研修等を行いました。
- 37 ・平成 30 年 11 月に閣議決定した、「気候変動適応計画」に基づき、引き続き科学的知見を集積するとと
38 もに、自然生態系分野における適応に関する取組を行い、気候変動が自然生態系に与える影響について
39 観測・監視・調査研究等を推進しました。

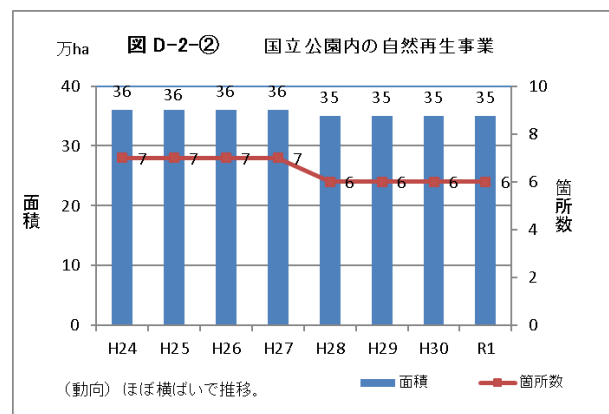
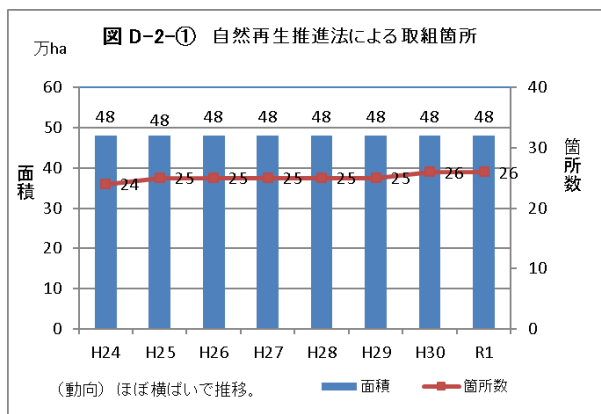
- 1 ・社会資本や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然生態系の有する防災・減災機能を含む自然
- 2 環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域作りを進めるグリーンインフ
- 3 ラに関する取組を推進しました。また、適切な国土利用・管理に資する生態系の活用のあり方を検討す
- 4 るため、活用手法や効果測定手法等の調査研究を推進しました。
- 5 ・都市緑化等における吸収量の算定方法等の整備や都市緑化等の意義や効果の普及啓発を行い、我が国の
- 6 地球温暖化対策を引き続き推進しました。都市緑化等における温室効果ガスの吸収量は着実に増加して
- 7 います（図 D-2-④）。
- 8 ・森林等に賦存する木質バイオマス資源を持続的に活用することを目標とした地方公共団体が行う計画
- 9 策定に対して支援を行うことにより、地域の低炭素化を実現するとともに、地域内で資金を循環させる
- 10 ことにより森林等の保全・再生を可能にし、自然共生社会の構築を実現させるための取組を行いました。

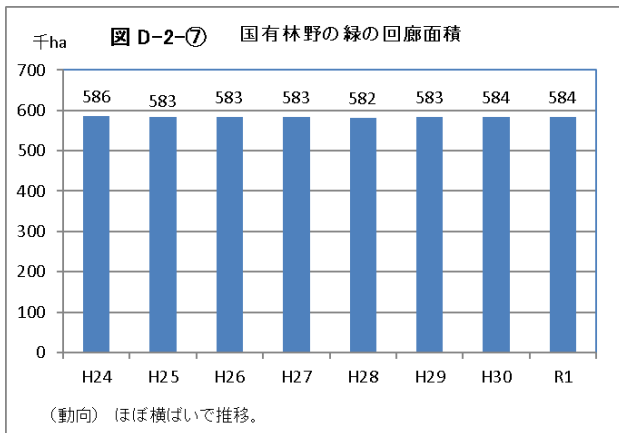
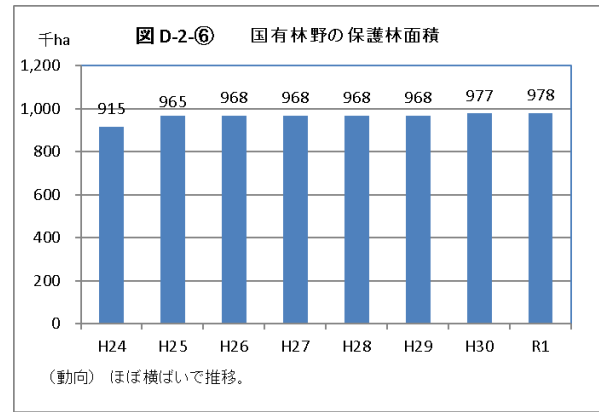
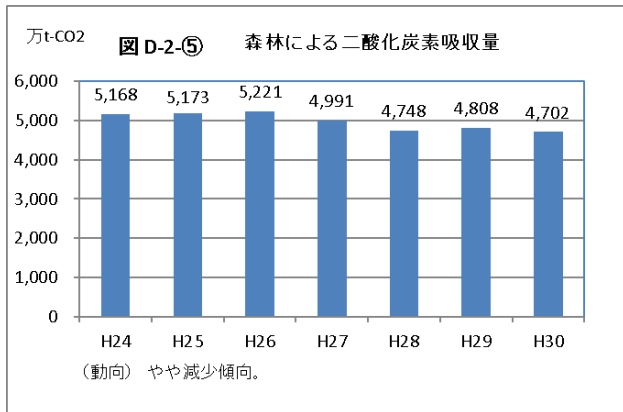
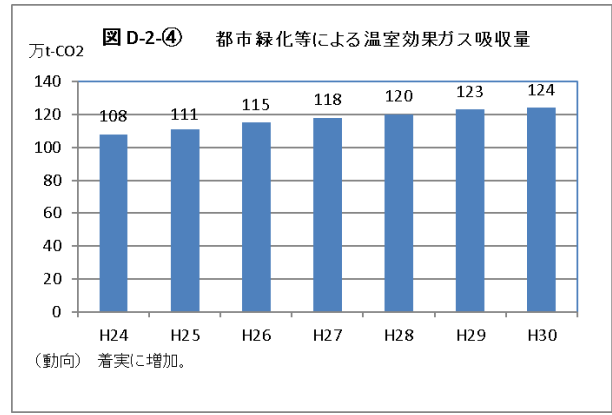
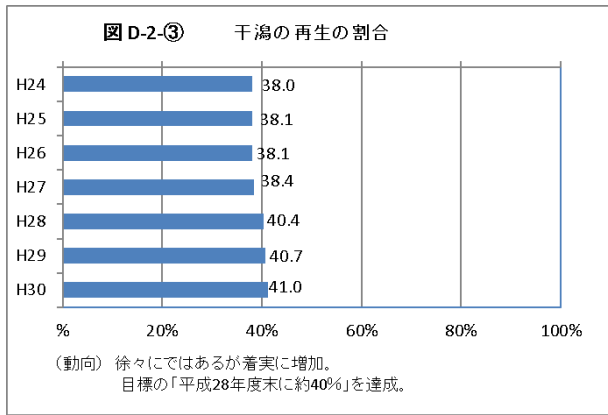
11
12 ③ 主要行動目標D-2-3

森林における間伐等の森林施業の適切な実施等の森林吸収源対策の推進や、野生生物の移動経路とな
る緑の回廊の設定等により、気候変動の緩和と適応に貢献する。（農林水産省）

- 13 ・「森林・林業基本計画」等に基づき、間伐等の健全な森林の整備、保安林等の適正な管理・保全等の推
- 14 進、木材及び木質バイオマス利用の推進等、森林吸収源対策を総合的に推進しました。森林による温室
- 15 効果ガス吸収量はやや減少傾向です（図 D-2-⑤）。
- 16 ・国有林野において、「保護林」や保護林を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」を設定し、野生
- 17 生物の生息・生育地を結ぶ移動経路を確保することにより、気候変動にも対応できる健全な森林生態系
- 18 の確保を推進しています。平成 31 年 4 月時点で、国有林野における保護林は 97 万 8 千 ha、緑の回廊
- 19 は 58 万 4 千 ha 設定されています。保護林の面積及び緑の回廊の面積は横ばいで推移しています（図
- 20 D-2-⑥、図 D-2-⑦）。
- 21 ・「保護林」や「緑の回廊」については継続的なモニタリング調査等を通じて状況を把握するとともに、
- 22 溪流等と一体となった森林の連続性を確保し、森林生態系ネットワークの形成に努めました。

23
24 ④ 関連指標群





- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6

1 (3) 国別目標D-3

可能な限り早期に名古屋議定書を締結し、遅くとも 2015 年までに、名古屋議定書に対応する国内措置を実施することを目指す。

2

3 国別目標の達成の評価

- 目標を達成した
- 目標に向けて進捗したが、達成しなかった
- 大きな変化なし
- 目標から遠ざかり、達成しなかった
- 不明

4

5

6 国別目標 D-3 については、名古屋議定書を締結するとともに、対応する国内措置も実施しているため、
7 「目標を達成した」と評価しました。

8

9 ① 主要行動目標D-3-1

可能な限り早期に名古屋議定書を締結し、遅くとも 2015 年までに遺伝資源の利用を監視するためのチェックポイントの設置や普及啓発等の実施により名古屋議定書の義務を着実に実施する。(環境省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

- 10 ・平成 25 年 5 月に名古屋議定書の締結について国会の承認を得て、受託書を国際連合事務総長に寄託し、
11 名古屋議定書は同年 8 月 20 日に我が国について効力を発生しました。同日付で、名古屋議定書の国内
12 措置である「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」
13 (以下、ABS 指針という) が施行されました。ABS 指針に基づき、環境省に遺伝資源の利用を監視す
14 るためのチェックポイントが設置されました。ABS 指針の適正な運用により名古屋議定書の義務を着
15 実に実施しています。
- 16 ・関係省庁により、説明会や講習会の開催、相談対応、パンフレット並びに研究者及び植物育種家対象の
17 海外遺伝資源取得にあたり必要な手続や注意事項を解説したハンドブックの作成、産業界向けのアクセ
18 ス手引き公開、ABS 国内クリアリングハウス (情報交換センター) の整備、学術関係者を対象に名古屋
19 議定書に関するニュースやイベント等のメール配信等、遺伝資源及び関連する伝統的知識の重要性並び
20 に取得の機会及び利益の配分に関する事項について啓発するための措置をとりました。
- 21 ・農林水産分野においては、海外からの適切な遺伝資源の導入促進の取組を実施しました。

22

23 ② 主要行動目標D-3-2

個別目標 16 の世界的な達成に貢献するため、地球環境ファシリティ (GEF) や名古屋議定書実施基金等を通じ、議定書の締結を目指す途上国への支援の促進を図る。(外務省、財務省、環境省)

- 24 ・名古屋議定書の早期発効や効果的な実施のため、GEF や名古屋議定書実施基金、生物多様性日本基金
25 等を用いて、途上国における国内制度の発展、民間セクターの参画や遺伝資源の保全・持続可能な利用
26 への投資促進、遺伝資源に関連する伝統的知識への適正なアクセスを確保するための先住民社会の能力
27 構築などを支援しました。

1 5. 戦略目標E関連

(戦略目標E)

生物多様性国家戦略に基づく施策を着実に推進し、その基礎となる科学的基盤を強化し、さらに、生物多様性分野における能力構築を推進する。

2 生物多様性国家戦略に基づく施策の進捗状況の点検作業を通じて、その着実な推進を図りました。

3 また、国内において生物多様性関連情報の収集、提供、共有等の体制整備を進めているほか、生物多様性
4 及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム (IPBES) への参加・貢献や、海洋生態系
5 に関する調査研究等を通じて科学と政策の結びつきを強化しており、関連指標群 (植生図の整備状況、
6 GBIF へのデータ登録件数) にも進捗が認められます。さらに、地球環境ファシリティー (GEF) や生物
7 多様性日本基金等を通じて世界全体での個別目標 17 の達成に向けて途上国を支援し、生物多様性日本基
8 金を活用した生物多様性国家戦略策定国数も増加しました。

9

10 (1) 国別目標E-1

生物多様性国家戦略に基づき生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る。また、個別目標 17 の達成に向けた世界的な取組が進展するよう、支援・協力を行う。

11

12 国別目標の達成の評価

- 目標を達成した
- 目標に向けて進捗したが、達成しなかった
- 大きな変化なし
- 目標から遠ざかり、達成しなかった
- 不明

13

14

15 国別目標E-1の各主要行動目標に対する具体的施策の取組状況と関連指標の動向等は以下のとおり
16 です。

17 平成26年に戦略2012-2020について総合的な点検を実施し、「生物多様性国家戦略2012-2020の達成
18 に向けて加速する施策」を取りまとめるなど、施策の推進を行いました。また、世界全体での個別目標17
19 の達成に向けて途上国を支援し、生物多様性日本基金を活用した生物多様性国家戦略策定国数も増加して
20 います。

21 このため、国別目標E-1については、「目標を達成した」と評価しました。

22

23 ① 主要行動目標E-1-1

2014年または2015年初頭に予定されているCOP12における愛知目標の達成状況に関する中間評価の結果も踏まえ、必要に応じ2015年から2016年にかけて生物多様性国家戦略の見直しを実施する。(環境省、内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省)

24 ・2014年10月に韓国において開催されたCOP12において愛知目標の中間評価が実施され、その結果、

1 愛知目標の達成に向け進展はあるものの、今後更なる取組の必要があると評価されました。この評価結
2 果を受け、我が国では戦略 2012-2020 の着実な実施に加え、今後一層加速する具体的施策を平成 28 年
3 に取りまとめ、愛知目標の達成に向けて実施の強化を図りました

4 「生物多様性国家戦略 2012－2020 達成に向けて加速する施策」（平成 28 年 10 月）

5 (<http://www.env.go.jp/press/files/jp/104167.pdf>)

6

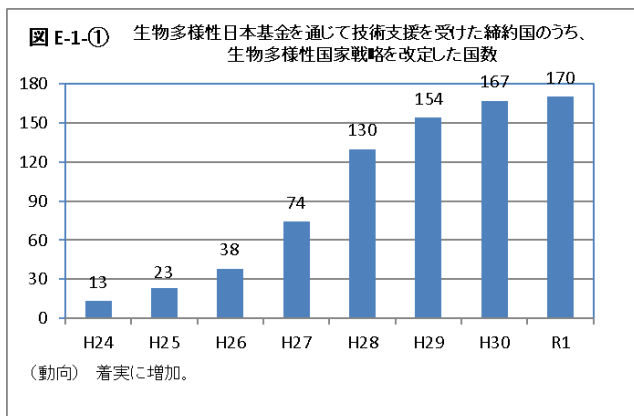
7 ② 主要行動目標 E－1－2

地球環境ファシリテーター (GEF) や生物多様性日本基金等を通じて、世界全体での個別目標 17 の
達成に貢献する。(外務省、財務省、環境省)

8 ・生物多様性日本基金を活用し、生物多様性条約事務局により平成 31 年 3 月までに世界各地において累
9 計 388 回の能力構築ワークショップ等が開催され、生物多様性国家戦略の策定・改定が進められまし
10 ました。また、平成 27 年からは国家戦略の実施のための能力構築に関する支援も行っており、令和元年度
11 までに生物多様性日本基金を通じて技術支援を受けた締約国のうち、170 か国が生物多様性国家戦略を
12 改定しています (図 E-1-①)。世界全体での個別目標 17 の達成に向けた取組が進められました。

13

14 ③ 関連指標群



15

16 (2) 国別目標 E－2

2020 年までに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する地域社会の伝統的知識等の尊重が主
流化される。また、生物多様性に関する科学的基盤を強化し、科学と政策の結びつきを強化する。さ
らに、遅くとも 2020 年までに、愛知目標の達成に向け必要な資源 (資金、人的資源、技術等) を効
率的・効率的に動員する。

17

18 国別目標の達成の評価

- 目標を達成した
- 目標に向けて進捗したが、達成しなかった
- 大きな変化なし
- 目標から遠ざかり、達成しなかった
- 不明

1
2
3 国別目標E-2の各主要行動目標に対する具体的施策の取組状況と関連指標の動向等は以下のとおり
4 です。

5 自然の恵みを活かした暮らしや伝統的知識を活かした社会づくりに関するモデル事業の実施により、
6 「地域循環共生圏」の構築を推進しました。また自然環境データの充実、継続的な更新や提供の体制を整
7 備し、IPBESへの参加・貢献や、海洋生態系に関する調査研究等を通じて科学と政策の結びつきを強化
8 しており、関連指標群（植生図の整備状況、GBIFへのデータ登録件数）にも進捗が認められました。

9 具体的には、1/25,000縮尺の現存植生図の整備、モニタリング調査の継続実施、地球規模生物多様性情
10 報機構（GBIF：Global Biodiversity Information Facility）へのデータ登録、アジア太平洋生物多様性情
11 報ネットワーク（AP-BON）を通じた研究者ネットワークの構築、東・東南アジア生物多様性情報イニシ
12 アティブ（ESABII）を通じた能力構築等により、生物多様性関連情報の収集、提供、共有等の体制整備
13 が着実に進んでいます。IPBESによる生物多様性及び生態系サービスに係る評価により、科学的根拠に
14 基づく生物多様性の現状・予測・政策オプションが示され、これは我が国の今後の政策に活かすことがで
15 きるものです。

16 このため、国別目標E-2については、「目標を達成した」と評価しました。

17
18 ① 主要行動目標E-2-1

地域の自然特性に応じてつちかわれてきた伝統的生活文化の智慧や資源利用技術を再評価し、継承・
活用の促進を図る。（環境省、文部科学省）

19 ・平成22年度に策定した「里地里山保全活用行動計画」に基づき、国内における伝統的な自然資源の利
20 活用方策の事例収集、情報発信を行っています。

21 (<http://www.env.go.jp/nature/satoyama/tokuyoujirei.html>)

22 ・平成24年度から里地里山の保全活動において発生する草本質系バイオマス資源の有効活用手法につい
23 て検討しています。

24 ・日本の豊かな生物多様性と、その恵みを持続的に次世代に継承していく「環境・生命文明社会」の実現
25 を目指して、平成30年5月に閣議決定された第5次環境基本計画において提唱された、地域の自然資
26 源のストック（自然資本）の持続的な管理手法とそれを支える仕組みを備えた「地域循環共生圏」の構
27 築を推進しました。

28 ・地域の低炭素化を実現するとともに、地域内で資金を循環させることにより森林等の保全・再生を可能
29 にし、自然共生社会の構築を実現するため、森林等に賦存する木質バイオマス資源を持続的に活用する
30 ことを目標とした地方公共団体が行う計画策定に対して支援を行いました。

31 ・適切な保護措置が講じられている重要な文化的景観については文化財保護法に基づき「重要文化的景観」
32 に選定し、保護に努めました。平成24年9月から令和2年3月にかけて35件を選定し、令和2年3月
33 末時点で全国の選定件数は65件となりました。

1 ② 主要行動目標E-2-2

2020年までに、自然環境保全基礎調査をはじめとした自然環境データの充実と継続的な更新、速報性の向上を行うとともに、各主体間の連携によるデータの収集・提供・共有等の体制を整備する。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)

- 2 ・自然環境保全基礎調査の一環として実施している植生調査については、令和元年度年までに全国整備を概
3 ね完了させることを目指して作業を進めるなど、自然環境及び生物多様性に関する継続した調査の実施
4 によるデータの充実を図るとともに、速報性を向上させました。1/25,000縮尺の現存植生図の整備面数
5 は着実に増加しており(図E-2-①)、令和元年度までに全国の整備を概ね完了しました。
- 6 ・モニタリングサイト1000や「いきものログ」等を活用した様々な主体の連携によるデータの収集を進
7 めるとともに、生物多様性情報システムを活用したデータの提供・共有を推進しています。
- 8 <http://www.biodic.go.jp/index.html>
- 9 ・国有林野に設定した「保護林」や「緑の回廊」において、森林や動物等のモニタリング調査を実施しま
10 した。また、河川水辺の国勢調査として魚類や底生動物、動植物プランクトン等の調査を実施しました。
- 11 ・生物多様性に関する情報の収集・公開を行うGBIFにおける日本ノード(JBIF)の活動を支援するこ
12 とにより、生物多様性関連情報の収集、提供、共有等の体制整備を進めました。GBIFへのデータ登録
13 件数は、平成24年度の2,947千件から令和元年度の8,192千件に大きく増加しました(図E-2-②)。
- 14 ・「アジア太平洋生物多様性観測ネットワーク(AP-BON)」を設立し、GBIFや地球観測政府間会合生物
15 多様性観測ネットワーク(GEO-BON)などの国際プログラムとの連携・協力を図りながら、アジア太
16 平洋地域における生物多様性観測分野でのネットワークの構築・強化を支援しました。
- 17 ・東・東南アジア地域における生物多様性に関する情報の収集・整理や、分類学に関する研修などを行う
18 「東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ(ESABII)」を設立し、毎年2回程度の研修を開催し
19 て同地域の若手研究者や行政官の分類学に係る能力構築を行うことにより、「世界分類学イニシアティ
20 ブ(GTI)」の推進に貢献しました。

21
22 ③ 主要行動目標E-2-3

2020年までに、海洋生物及び生態系に関する科学的知見の充実を図る。(文部科学省、環境省、国土交通省)

- 23 ・産卵海域や主要漁場における海洋環境の調査を実施するとともに、海洋環境の変動による水産資源への
24 影響の把握に努めました。
- 25 ・海洋生物の生理機能を解明するとともに、海洋生態系を総合的に解明し、環境の変化や漁業活動による
26 生態系の影響評価を可能とするモデルの技術開発を実施しました。
- 27 ・世界最大規模のメソコスム水槽を用いた調査研究や、造成生態系を含めた藻場における広範な生物調査
28 により、浅海域における物質循環や生態系の機能・構造の解明を進め、それらの将来予測を念頭に置い
29 たモデルを開発しました。
- 30 ・マイクロプラスチックを含む海洋ごみの分布状況や有害物質の吸着状況等の調査を継続的に実施しま
31 した。また、二国間、多国間の国際的枠組みの下、海洋ごみに係る科学者によるワークショップの開催
32 等に取り組みました。さらに、マイクロプラスチックのモニタリング手法の調和に向けた調査等を実施
33 しました。

1 ④ 主要行動目標E-2-4

わが国における生物多様性に関する総合的な評価を実施し、愛知目標の達成に向けたわが国の国別目標に関する中間評価を行う。(環境省、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

- 2 ・平成 25 年度に戦略 2012-2020 の最初の総合的な点検を実施するとともに、生物多様性条約に基づく
3 第5回国別報告書の作成を行い平成 26 年 3 月に生物多様性条約事務局に提出しました。これらの作業
4 の中で、愛知目標の達成に向けた我が国の国別目標に関する評価を行いました。
5 ・我が国における生物多様性に関する総合的な評価である「生物多様性及び生態系サービスの総合評価
6 (JBO2)」を平成 28 年 3 月に公表しました。
7 (http://www.env.go.jp/nature/biodic/jbo2/pamph01_full.pdf)
8 ・なお、平成 30 年度に我国の愛知目標の達成状況を整理した生物多様性条約第 6 回国別報告書を平成 30
9 年 12 月に生物多様性条約事務局に提出し、戦略 2012-2020 に基づく取組の成果を評価するとともに、
10 次期生物多様性国家戦略に検討に資する情報を整理するため、生物多様性及び生態系サービスの総合評
11 価 (JBO3) の取りまとめに向けた調査・検討を進めています。

13 ⑤ 主要行動目標E-2-5

わが国として IPBES に対して科学的根拠に基づく効果的、効率的な枠組みとなるよう積極的に参加・
貢献し、そのための国内体制を整備する。(環境省、農林水産省)

- 14 ・平成 24 年 4 月に設立された IPBES に対して、関連会合への参加、専門家派遣を行っているほか、拠
15 出金により IPBES の体制整備や活動内容の協議・調整に貢献しており、「生物多様性・生態系サービス
16 の将来シナリオ専門家ワークショップ」や「国内及び地域レベルの科学・政策インターフェイス促進の
17 ための IPBES 評価報告書の貢献に関する環境省－ユネスコ国際ワークショップ」などを開催しました。
18 ・平成 27 年度に IPBES が開始した「アジア太平洋地域の生物多様性及び生態系サービスに関する評価」
19 のための技術支援機関を日本に設置し、同評価の平成 30 年の完成・公表に貢献しました。
20 ・平成 31 年 2 月には、「侵略的来種に関するテーマ別評価」のための技術支援機関を日本に設置しまし
21 た。
22 ・国内においては、IPBES に関わる専門家及び関係省庁等が参加する国内連絡会等を毎年開催し、IPBES
23 の最新情報の共有及び今後の方針の検討を実施しています。また平成 25 年度から、わが国の生物多様
24 性・生態系サービスの情報基盤の整備を実施しています。令和元年 12 月には、シンポジウム「自然共
25 生社会へ向けた社会変革～IPBES 地球規模評価を踏まえて次期生物多様性世界目標を考える～」を開
26 催しました。

28 ⑥ 主要行動目標E-2-6

COP10 決定に基づき、愛知目標を達成するためのわが国における資源動員状況の把握及び生物多様
性条約事務局への報告の体制を整備する。(環境省)

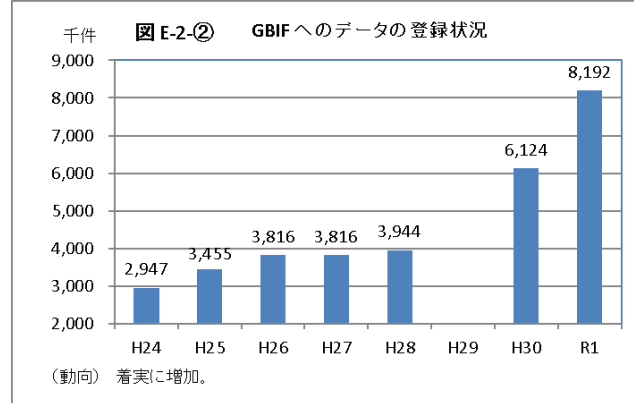
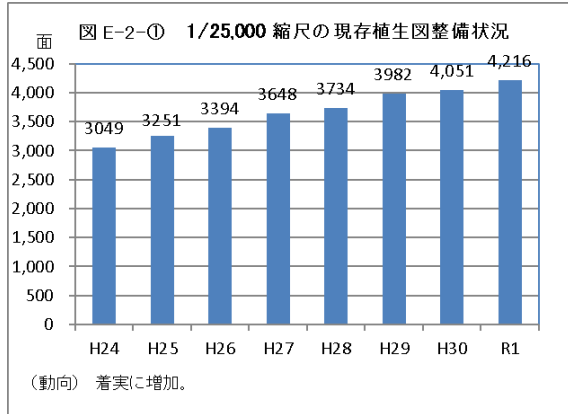
- 29 ・平成 24 年 10 月に開催された生物多様性条約 COP11 において、資源動員に関する暫定的な目標が合意
30 されたことも踏まえ、国際的フォーラムにおける議論へ積極的に参加するとともに、各国における資源
31 動員に関する方針や方策に関する調査、分析も参考に、わが国における多様な主体の資源動員の把握手
32 法について検討しました。
33 ・平成 26 年 10 月に開催された生物多様性条約 COP12 において上記目標が正式決定されたことを踏ま
34 え、平成 27 年度に我が国を含む各国で決定に対する貢献の調査が行われ、我が国からも国際的資金調

1 達及び国内支出について条約事務局に平成 26 年、平成 27 年、平成 29 年、平成 31 年、令和 2 年に報
2 告しました。

3

4

5 ⑦ 関連指標群



6